

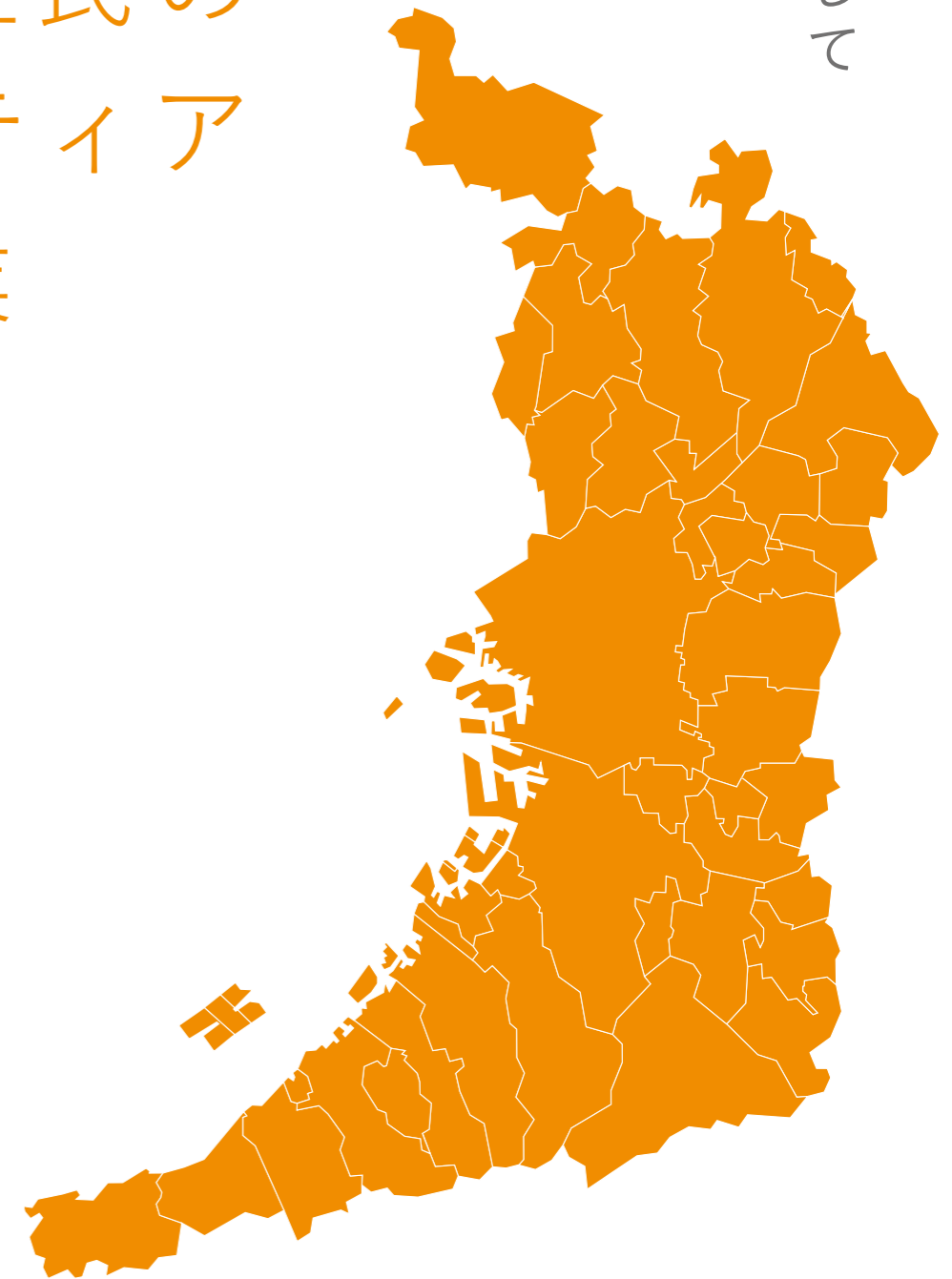
外国人住民が主体者として

まちづくりに参画できる

仕組みを共に創る

地域における 外国人住民の ボランティア 促進事業

2025.4～2026.3



NPO法人 市民ネットすいた

〒565-0862
大阪府吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ6階
吹田市立市民公益活動センター ラコルタ内
Tel. 06-6875-7459 [受付時間 9:00～17:00]
Fax. 072-749-0070 <https://main.cnsuita.org>

この冊子は、令和7年度大阪府福祉基金地域福祉振興助成金からの助成を受けて作成しました。

このプロジェクトについて

プロジェクトに取り組む理由と現状の課題

多様な分野の協働による「まちづくり」の必要性

近年、大阪府内をはじめ全国で外国人住民が増加しており、就労のみならず家族帯同や永住など「定住化」の傾向が進んでいます。少子高齢化や労働人口の減少が進む日本社会において、外国人住民は地域社会や産業を支える重要な生活者となっています。しかしながら、自治会や町内会、NPOやボランティア活動など地域コミュニティでは、高齢化や加入率の低下により担い手不足が深刻化しています。一方で、「外国人住民の地域活動に関する実態調査」では多くの外国人住民が地域と関わり、社会に貢献したいという意欲を持っていることが明らかになっています。これらのことか

ら、地域コミュニティの担い手不足と外国人住民の地域活動への参加意欲を結びつけることで、人手不足と孤立という双方の課題を補い合う可能性があります。

外国人住民を「支援する対象」ではなく、「地域を共に創る主体者」として位置づけ、祭りや防災活動、環境美化活動などを通じて日本人住民と協働できる機会を広げることが重要です。

そのためには、「福祉」や「多文化共生」、「まちづくり」などの分野を横断した連携を進めることで、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現につながると考えられます。

「重層的支援体制整備事業」を活かした分野横断的な連携の急務

現在、属性や世代を問わず複雑化したニーズを丸ごと受け止める「重層的支援体制整備事業」が各市で進められています。しかし、外国人住民への対応においては、まだ「福祉」「多文化共生」「まちづくり」といった行政や支援機関の縦割りの壁が存在している現状があります。この現状を打開するには、「福祉」「多文化共生」「まちづくり」に取り組む機関や団体、市民が分野を横断して連携し、フラットな関係で協働する仕組みを「今つくる」ことが必要です。このことは、今後のまちづくりの支柱である、誰ひとり取り残さない「地域共生社会」の理念の推進と共に、実質的なセーフティネットを築くうえで極めて重要かつ急務な取組みといえます。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援の仕組み。高齢、障害、子ども、生活困窮といった分野ごとの「縦割り」の相談支援を超えて、市町村が主体となり、複合的、複雑化した課題の解決、支援を行う体制を構築すること。2021(令和3)年4月の社会福祉法改正により創設され、市町村が実施する任意事業として導入が進んでいる。

もくじ

- 02 このプロジェクトについて
- 03 外国人住民の現状と課題
- 04 【寄稿】市民ネットすいたによる
多文化共生取組み調査の諸特徴と可能性
- 05 実態調査
 - 05 概要
 - 07 池田市
 - 11 豊中市
 - 15 吹田市
 - 19 摂津市
 - 23 交野市
 - 25 八尾市
 - 31 堺市
 - 35 富田林市
 - 39 泉佐野市
 - 43 実態調査から見てきたこと
- 45 ヒアリング研修
- 47 フォーラム
- 51 プロジェクト会議
- 52 【巻末付録】福祉／多文化共生用語集
 - 53 福祉用語集
 - 55 多文化共生用語集

外国人住民の現状と課題

増加する外国人住民と、これからの「まちづくり」

現状

在留外国人の増加と地域社会への「定住化」

日本国内の在留外国人数は約395万人(2025年6月、法務省出入国在留管理庁)に達し、過去最高を更新し続けています。中でも大阪府内の在留外国人数は36万人を超え、東京都に次いで全国第2位の規模となっています。2024(令和6)年度の大阪府内のデータによれば317,421人となっており、前年比5.3%増と近年着実な増加傾向を示しています。

この増加の背景には、就労を目的とした在留資格者の増加があります。

さらに、2027(令和9)年からは現行の「技能実習制度」に代わり、外国人労働者の定住化と日本社会への統合促進を目的とした「育成就労制度」が開始される予定です。これに加え、専門性・技能を有す

る外国人材を受け入れるための「特定技能制度」に家族帯同や永住が可能な「特定技能2号」が創設されたことにより、国の方針としても、外国人住民の地域への「定住化」が力強く推し進められています。

こうした状況を受け、2023(令和5)年3月に改正された「大阪府在日外国人施策に関する指針」では、外国人住民を「地域社会を構成する主体的な存在」と位置づけ、「積極的に地域社会に参画できる環境づくり」を行う必要性が謳われています。具体的には、地域に住む外国人住民が主体的に参画し、防災活動や他の外国人住民への支援等の担い手となるための「地域社会への参画支援」が明記されています。

課題

「支援対象」から「共に生きる主体」への転換

2012(平成24)年に外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳制度および入管法の改正によって外国人も住民登録の対象となり、外国籍の住民は名実ともに同じ地域の「住民」として行政サービスや福祉の対象となりました。このことは、生活を営むうえで、外国人住民は単なる「支援対象(客体)」ではなく、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造する主体ということであり、地域の活動に参加する権利を持つという大きな意味を持っています。

しかし、現場の実態はこれに追いついていません。2022(令和4)年度の「大阪市外国人住民アンケート調査」によれば、「生活で困っていること・知りたい情報」として、「日本人と交流したい」(約17%)、「地域のイベント情報」(約13%)、「ボランティアや市民団体について」(約13%)と、地域との関わりを求める声が多く挙げられています。それにも関わらず、「地域の活動に参加していない」と回答した割合は6割にのぼります。不参加の理由としては、「活動内容を知ら

ない」(4割)、「参加したいが活動に参加する方法を知らない」(2割)が上位を占めており、参加意欲はあるものの「接点」や「情報」がないために行動に移せないという、理念と実態の大きな乖離が浮き彫りとなっています。

このような現状から、誰もが地域で安心して暮らせる地域福祉を向上させるためには、外国人住民の増加に伴う地域社会の構造変化を念頭に置いた「まちづくり」の視点が欠かせません。現在、外国人住民を客体として支援する多文化共生施策や福祉施策は整備されつつありますが、彼らが主体となって地域活動に参加するための環境整備は未だ不十分です。日本人と共に外国人住民も「地域共生社会」を支える「担い手」となるためには、福祉と多文化共生の視点を融合させ、「参加」と「協働」に基づく具体的な「まちづくり」への参画の仕組みの構築が急務となっています。

市民ネットすいたによる多文化共生取組み調査の諸特徴と可能性

大阪大谷大学人間社会学部 教授 岡島克樹



2025年5月、子ども食堂の「名付け親」とも言われている近藤博子さんが『東洋経済』の取材に答えて「子ども食堂から一線を引く」と発言し、関係者の話題になったことがあります。さまざまなところから食料を集めて週に何度か食事を配っても子どもの状況はよくなっていないというのがその理由でした。こうした発言の裏にある焦燥感は、多文化共生に取り組む行政や市民団体の関係者も少なからず共有するものです。いずれの自治体においても外国ルーツの市民の数は増加傾向を示すとともに、外国ルーツの市民やその家庭で経験される状況は子育てや教育上の課題、生活困窮等が絡み合い、「子ども」の問題同様、複雑化・複合化し、解決・緩和が困難になっているからです。そして、そうした焦燥感は、個別のケースにより効果的に対応するためのシステム変更を求める声につながってきています。市民ネットすいたによる多文化共生取組み調査はこうした状況下で行なわれましたが、同調査の特徴とはどういうところにあるのでしょうか。そこにどのような可能性があるのでしょうか。

同調査の第一の特徴は、多文化共生と福祉との連携に注目したところ、そしてその絶妙なタイミングにあります。広く知られているように、国は2020年に社会福祉法を改正し、子どもや障害者、高齢者、生活困窮者というふう縦割りにされてきた福祉の取組みをより統合的に運用し、市役所の関係部署や社会福祉協議会、市民団体等が連携し、重層的支援体制を整備しようとしてきています。市民ネットすいたによる同調査でも、2025年現在、こうした厚生労働省ラインに属する福祉分野の動きが総務省ラインで行なわれてきた多文化共生の動きと合体し、10年ほど前には一部の多文化共生先進自治体のみに限って見られた取組みが他の自治体においても一般化してきていることが浮き彫りになりました。具体的には、増える外国ルーツの市民対応のために市役所内に設置されてきた、一般的な情報共有のための庁内会議体が、現在は、相談窓口の一本化を含め、個別のケースの特定からアセスメント、支援調整を行なうシステムへと強化されるようになってきています。市役所関係部署と社会福祉協議会、国際交流協会等の関連市民団体との連携も進み、そこに通訳アプリ等、新しい科学技術の導入も相まって、より効果の高いシステムの地盤が整備されつつあります。

そして、同調査の第二の特徴は、調査対象の選定、すなわち、いわゆる多文化共生先進自治体に限定して聞き取り調査を行なうのではなく、より広く調査スコープを設定したところにあります。上述したような福祉・多文化共生間連携の一般化傾向は、現在、自治体によって一定の濃淡をもって進行している。換言すれば、自治体間格差が存在します。具体的には、地区福祉委員会や校区交流会議といった生活圏に根差した福祉活動拠点、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や民生・児童委員の働きに加えて、豊

かな市民活動の蓄積を活用して国際交流協会以外の市民団体、自治会、子ども食堂等を巻き込み、子育て支援や防災、地域の活性化等の取組みを含めてさらに多様な分野での取組みに発展させているところがあれば、必ずしもそうした取組みが生まれていない自治体もあります。こうした自治体間格差は、首長のお考えや自治体の規模、中間支援組織の状況、市民公益活動の多寡等、さまざまな要因から生じていると考えられますが、今後は、同調査の報告でも記述されているような、来館型のみならずアウトリーチ型の相談体制の導入、日本語教室との連携強化等、グッド・プラクティスの共有を行なう研修プログラムの開発・実施等を通じた、府全体での福祉・多文化間連携の底上げにつなげる取組みが期待されます。

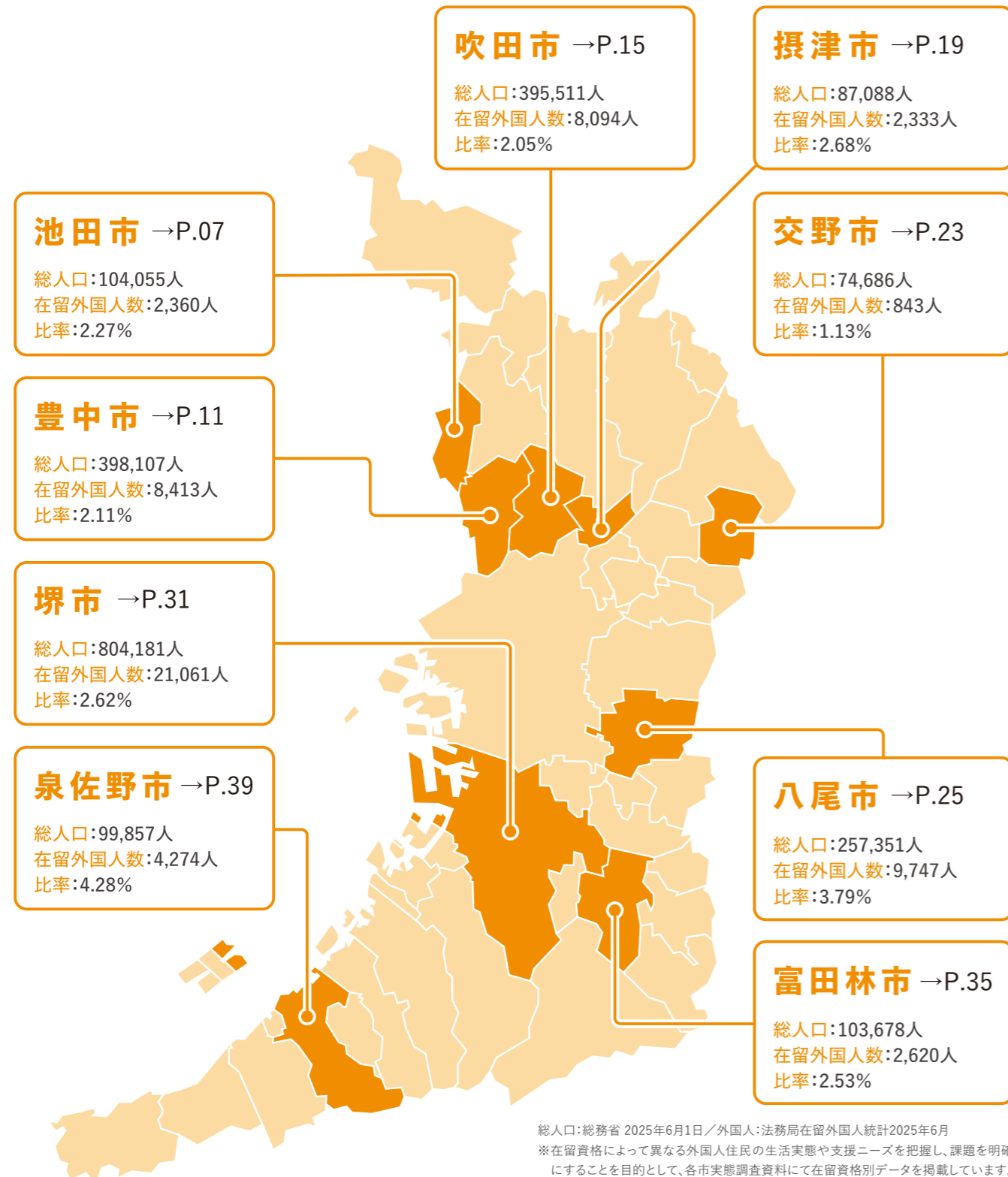
第三に、市民ネットすいたによる同調査は、市民公益活動を促進する機能を有する中間支援組織らしく、また、上述したような、「地域共生社会」のビジョンや社会福祉法改正後の重層的支援体制整備事業が目指すところを正確に捉え、外国ルーツの市民による社会参加によるエンパワメントに注目しているところにも特徴づけられます。外国ルーツの市民は、日本社会に役に立つ・立たないというような観点から考えられることがあってはなりませんが、一方で、外国ルーツの市民は常に支援される側だけにいるものではなく、絶対にはありません。同調査の報告が示すように、外国ルーツの子どもたちが成長し、その後、子ども食堂や学習支援のボランティアとして活動したり、地区福祉委員会や自治会等に参加し、支援へのつなぎ役をつとめたり、イベントの企画・実施に参画して地域の活性化に貢献したりする存在でもあります。さらに、同調査の報告の中でも言及されているように、「外国人市民会議」といった適切な場の提供があれば、各自自治体のシステム改善に貢献する政策提言を行なうこともあります。今後は、外国ルーツの市民が、地域コミュニティ、広く社会と関わることが当事者と社会にどのような効果を与え、また、そのような関わりがどのように増えるか、さらに深掘りした調査を行い、その結果を広く共有することも必要になってくるでしょう。

最後に、こうした外国ルーツの市民に関する取組みは、一部の市民だけに利するものではありません。筆者が関わるSDGs市民社会ネットワーク地域ユニットが2026年1月に開催した全国フォーラムの分科会のタイトルは「包摂と変革のシナジー効果」を市民社会からおこす」でしたが、これは、放っておくと取り残される人々へのこだわり、つまり、包摂性を追究するなかで判明した社会のほころびを繕うことで社会システムのイノベーションが起こるということを意味します。外国ルーツの市民VSその他の市民ではなく、外国ルーツの市民の権利保障の取組みは実はすべての市民にとってやさしい社会システムづくりにつながります。同調査によって得られた知見が幅広く共有されることを祈念します。

実態調査概要

今回の調査内容について

調査を行った市について



ヒアリング調査について

期間

2025(令和7)年4月～12月

内容

- ・外国人住民を対象にした地域活動への参加ニーズに関するヒアリング
- ・地域住民を対象にした外国人住民との共生に関する課題のヒアリング
- ・行政や社会福祉協議会、国際交流協会、NPO支援組織等へのヒアリングによる地域活動への参加の仕組みづくりに必要なデータの収集

対象地域

池田市、豊中市(豊能地域) / 吹田市、摂津市(三島地域) / 交野市(北河内地域) / 八尾市(中河内地域) / 堺市(泉北地域) / 富田林市(南河内地域) / 泉佐野市(泉南地域)
 ※本調査では、大阪府の地域ブロックである豊能地域、三島地域、北河内地域、中河内地域、南河内地域、泉北地域、泉南地域の各地域から、1市(または2市)を選定し、調査を実施した。

事前研修と専門家からのアドバイス

効果的なヒアリングを行うために「ヒアリング研修(→P.45)」を実施するとともに、専門家から助言やアドバイスを受けるため、「プロジェクト会議(→P.51)」を設置した。

調査先箇所

	行政(福祉)	行政(多文化)	社会福祉協議会	中間支援組織(市民公益活動センター)	国際交流協会	市民公益活動団体(NPO)	地域住民	外国人住民
池田市	○	○	○	○		○	○	○
豊中市	○	○		○	○	○		
吹田市	○	○	○	○	○	○	○	○
摂津市	○	○	○		○	○		○
交野市			○		○	○		
八尾市	○	○	○		○	○	○	○
堺市	○	○	○					
富田林市	○	○	○		○	○	○	○
泉佐野市	○	○	○		○	○		○

池田市

Ikeda City

総人口	在留外国人数	比率
104,055人	2,360人	2.27%

大阪府北西部に位置する池田市は、人口約10万4千人、面積22.14km²の都市です。大阪国際空港を擁する交通の要衝でありながら、五月山や猪名川などの豊かな自然にも恵まれています。

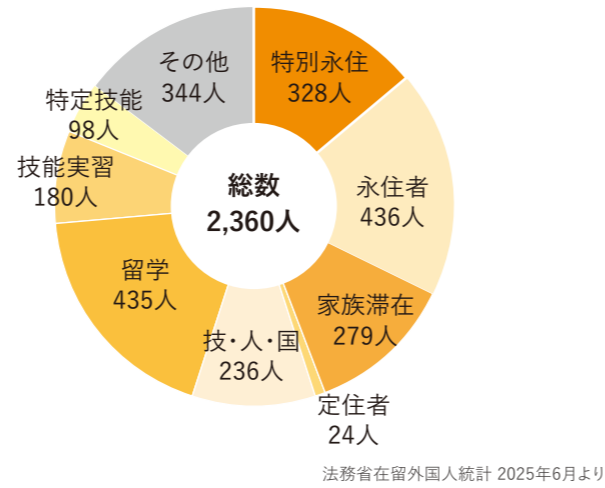
市政では「THE GOOD LIFE IKEDA」をスローガンに掲げ、特に子育て支援の充実や教育環境の整備に注力しています。

日本初の郊外住宅開発地としての歴史と、先進的な取組みが調和したまちです。

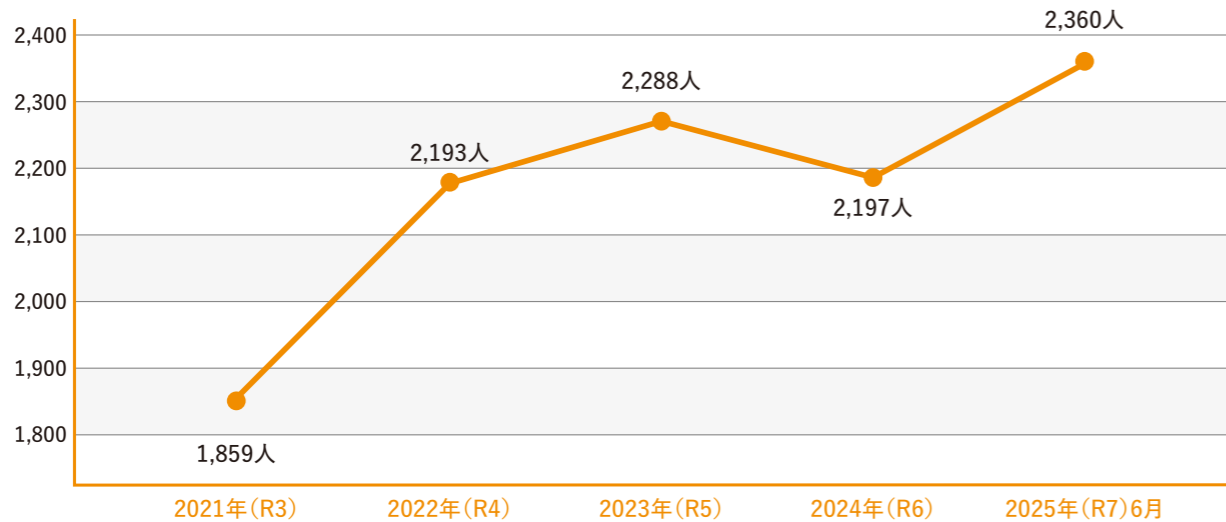


池田市の特徴

介護福祉などの分野を学ぶ「留学」や、企業などで働く「技能実習」など、比較的若い世代の就学および就労層が目立ちます。長く定住する層よりも、明確な目的を持って滞在する層が地域行事などに参加し、生活している姿が見受けられるのが特徴です。



外国人数推移データ



01 福祉

地域での見守りと交流

福祉部 高齢・福祉総務課、社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

福祉部 高齢・福祉総務課

地域の見守りと実態把握

高齢福祉サービスの提供や社会福祉協議会への補助金交付、民生委員・児童委員の事務局業務を担当しています。また、市内11校区において、176人(定員)の民生委員・児童委員が活動しています。民生委員・児童委員からの報告によると、コンビニではミャンマーやインドネシア出身の外国人が多く働いており、紹介を通じて従業員が増えている状況です。コンビニで働いている外国人従業員の地域行事への参加は未経験です。一方、別の地区では、介護福祉を

学ぶ学校に100人以上の外国人学生が在籍しており、地域の祭りや防災活動などの行事に学校として積極的に参加の機会を提供しています。また、子ども食堂では台湾出身者から進路相談を受けたことがあったり、放課後の居場所事業を外国籍の方が担っている事例もあったり、外国人保護者が学校行事や地域の祭りに参加している状況も報告されています。

社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

福祉ネットワークの充実

池田市では自治会の加入率が約30%と低く、石橋駅周辺では自治会がない地域も多い一方、市内11エリア(概ね小学校区)ごとに設置された「地区福祉委員会」が地域活動の中心的な役割を果たしています。社会福祉協議会のボランティアセンター登録グループによっては、週1回90分のマンツーマンによる日本語学習支援を行っているところがあり、近年は学習希望者が増加しています。また、介護士として働く外国人のための交流会や支援を行う団体もあります。

社会福祉法人
池田市社会福祉協議会



働く外国人のための交流会

02 多文化

多文化共生社会の推進

市民活動部 人権・文化国際課

市民活動部 人権・文化国際課

市の直営事業による包括的サポート

池田市では国際交流協会を設置せず、市が直接多文化共生事業を行っているのが特徴です。独立した指針は策定していませんが、市

の総合計画に「多文化共生社会づくり」を位置づけ、計画的に取り組むを進めています。

1 初期接点の重視と情報発信

転入してきた外国人全員に対し、日本語教室や防災、相談窓口などの情報をまとめた「ウェルカムキット」を窓口で手渡しています。これは約20年続く取組みで、封筒に母語のシールを貼って渡すなど、初期の接点づくりを重視しています。

また、市広報誌の一部を多言語化した情報誌を2か月に1回発行し、日本語カフェ参加者への配布やHP・SNSでの発信に加え、口コミによる広がり重視しています。



6言語で発行されている情報誌

2 「にほんごカフェ」でつながる、外国人と市民の交流の輪

「にほんごカフェ」で学ぶ外国人市民を講師としてさまざまな事業を実施し、外国人と市民が交流できる機会を設けています。オープンスペースのキッチンでの料理講座、語学・文化講座のほか、市内の小・中学校からの依頼を受けて、多文化講座にも協力しています。



料理講座の様子

池田市ダイバーシティセンター



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

NPO法人 トアエル (池田市立市民交流活動センター指定管理者)、市民の声、外国人住民の声

NPO法人 トアエル (池田市立市民交流活動センター指定管理者)

大阪大学が周辺市と連携し、地域社会との連携を活かした「大阪大学留学生ホストファミリープログラム」(略称/OHP)を実施しています。対象は大阪大学に学ぶ外国人留学生で、大学近郊の地域の市民ボランティアに協力いただき、日本の生活を体験し、お互いの文化を学び合う交流プログラムです。池田市では当法人が協力団体として、ホストファミリーとのつなぎ役を務めています。センターを利用する市民公益活動団体としては、インドネシア人労働者の生活を豊かに楽しくするために支える特定非営利活動法人

スポイの会があります。地域や市民公益活動団体と連携して、多文化共生をテーマに、外国人労働者やその家族、地域の高齢者や障害者、子どもたちが孤立せずにつながる“みんなの居場所”を目指すプロジェクト「ほほえみ食堂アジアン」に取り組んでいます。また、池田日本語ボランティア友の会では、地域で暮らす外国人住民が安心して生活し、社会とつながることを願う「日本語支援」を通して地域との交流を図っています。

NPO法人 トアエル



池田市立市民交流活動センター



市民の声

自治会加入につながる日常的なつながり

馬坂哲平さん(自治会長)

自治会長を務めている地域では、UR団地の建て替えにより高齢者の比率が高い一方、中国・韓国・アメリカなど多様な国籍の外国人も居住しています。地域行事としては、盆踊りや小学生による太鼓演奏を行う秋祭りなどの恒例行事が継続的に実施しています。また、ふれあい喫茶「くつろぎ亭」を毎週木曜日に10年以上開催しており、主に常連の高齢者が参加する地域の交流拠点となっています。

自治会では、自治会ニュースの定期的な発行や玄関と集合ポストの名札の無料作成や来客用駐車場の管理といった日常的業務を通じて住民と顔見知りになるきっかけになっています。これからは多文化共生という新しい目標にも挑戦して外国人住民もいっしょになって自治会活動を盛り上げていければと考えています。

外国人住民の声

言語のサポートがあれば地域活動に参加したい

Lina Mustafar リナ ムスタファさん(マレーシア出身 日本で暮らして4年)

来日当初は言葉の不安がありましたが、市役所の英語対応に助けられました。小学校では支援スタッフや教員の丁寧な対応で子どもが学校生活に順応できましたが、中学校の配布物は内容が難しく、翻訳ツールが欠かせません。地域行事には参加しており、近隣住民

から生活の助言をもらうなど関係は良好です。将来的には英語を生かしたボランティアに関心がありますが、PTA活動などは言語面の不安があり、サポートがあれば参加したいと考えています。

豊中市

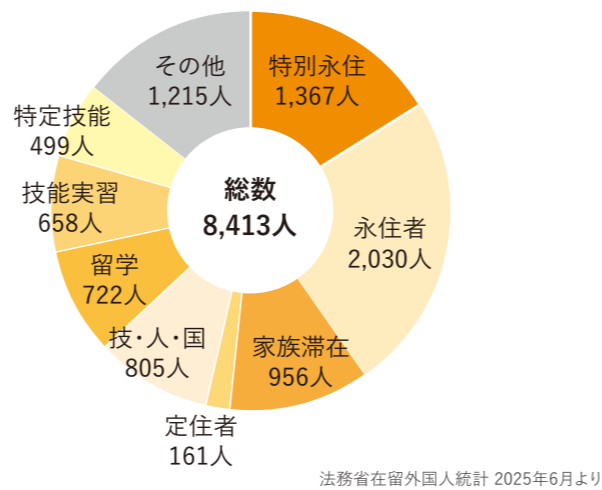
Toyonaka City

総人口	在留外国人数	比率
398,107人	8,413人	2.11%

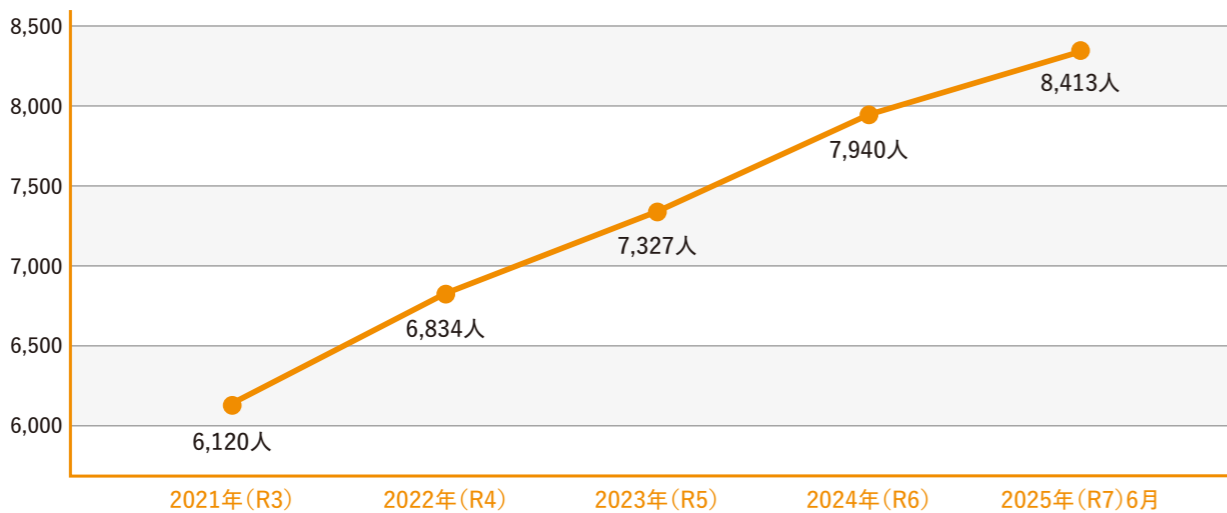
豊中市は大阪府北部に位置する住宅・文化・教育都市です。都心へのアクセスが良好で、大阪国際空港(伊丹空港)を擁する国内外への玄関口でもあります。市域は面積36.60平方キロメートル(東西約6km、南北約10.3km)に、人口約39万9千人、約18万世帯(2023年7月推計)が暮らしています。また「安全都市」「非核平和都市」「人権擁護都市」などの都市宣言を行い、人権を尊重した安全で平和なまちづくりを推進。ブランドメッセージ「と、ともに、とよなか」を掲げ、多様な価値が共存するまちを目指しています。

豊中市の特徴

「永住者」や「特別永住者」といった、地域に長く根付く定住層が多くを占めています。また、専門的な業務に就く就労層「技・人・国」(技術・人文知識・国際業務)などや、その家族として移り住む「家族滞在」の層も増加傾向にあり、生活基盤を地域に置くファミリー層が多い傾向があります。



外国人推移データ



01 福祉

重層的支援体制整備事業

福祉部 地域共生課

福祉部 地域共生課

豊中市における重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化した課題に支援機関が対応するためには、各機関の連携が欠かせません。課題を抱える人が複数いる世帯では、各属性に応じてそれぞれ支援するのではなく世帯として支援方針を定めます。各機関の中心となり、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し適切に支援を進めます。また、各機関が担う役割の決定、そこに至る調整を行うことで、連携を促進するとともに現場の負担も軽減します。特に外国人支援においては、文化的背景が異なることでの外国人特有の課題も多いため、国際交流センター等との連携で市内の外国人コミュニティとの接点を作ることが大切になります。

やさしい日本語と多言語対応による情報提供の工夫

職員の「やさしい日本語」研修に取り組んだことから、庁内文書や学校配布文書の「やさしい日本語」化を進め、低所得者向け給付金の手続きでは、統計データに基づき優先順位を決めて翻訳した多言語表記の封筒を作成するなど、確実に外国人住民に情報が届くよう工夫しています。相談支援では、地域包括支援センターや国際交流協会と連携し、個々のケースに応じた対応を行っています。

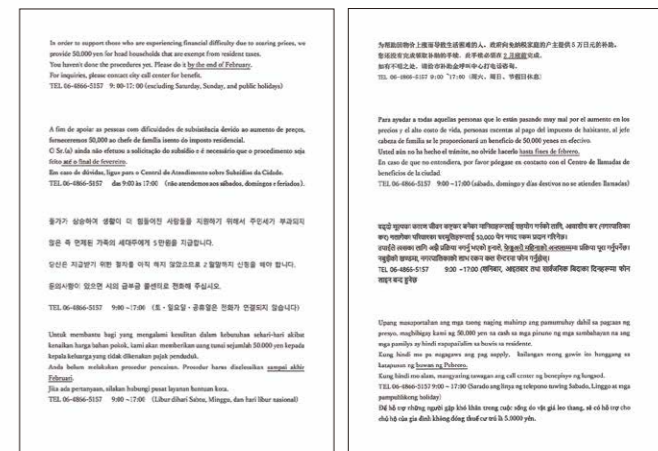
子育て中の親支援としての必要性

また、豊中市の人口の外国人割合は現時点では多いとは言えませんが、大阪大学近隣など外国人教員・留学生およびその家族が多い地域では、日本語習得が早い留学生や子どもに比べ、配偶者が日本語を話さず子育て中に孤立する課題も見られるため、地域での関わりが重要視されています。

本市では、市民・社会福祉協議会・各種団体・事業者などによる市民力・地域力があつたからこそ地域活動が展開されてきました。重層的支援体制整備事業の「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるためには、市民力・地域力とこれらの基盤を支える仕組みづくりは必要不可欠です。また、包括的な支援体制を整備・強化し、既存の事業では対応できていない狭間・個別のニーズに対応するためにも、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援なども行います。



多言語表記の封筒



多言語表記の説明文書

02 多文化

多文化共生社会の推進

市民協働部 人権政策課、
公益財団法人 とよなか国際交流協会(ATMOS)(とよなか国際交流センター指定管理者)

市民協働部 人権政策課

外国人市民の参画と「多文化共生推進連絡会議」の開催

「多文化共生推進連絡会議」を年1回開催し、全庁的な推進体制をとっています。行政手続きにおける通訳支援は「特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか」(TIFA)に委託し、通訳が常駐する窓口があり、多言語対応が可能です。また、「外国人市民会議」では、

公募等で選ばれた外国人市民がテーマに沿って意見交換を行っています。第10期では「子育て」をテーマに情報不足等の課題が挙げられたことから、現在の第11期では「情報」をテーマに、やさしい日本語による啓発動画を制作しました。

多文化共生推進連絡会議



外国人市民会議



多文化共生指針(改訂)



特定非営利活動法人
国際交流の会とよなか



公益財団法人 とよなか国際交流協会(ATOMS) (とよなか国際交流センター指定管理者)

アウトリーチと地域交流による包括的支援

センター来館型の支援にとどまらず、庄内・千里地域へのアウトリーチ活動や庄内コラボセンター「ショコラ」1階カフェスペースでの交流カフェを通じて、地域住民と外国人住民がつながる機会を創出しています。生活相談では、必要に応じて市役所や関係機関に丁寧につないでいます。また現場で感じた制度上の課題を行政へフィードバックすることも意識して行っています。図書館と協働し公共施設を活用して地域住民との交流を促進しています。日本語学習支援では、千里や庄内など複数の地域で日本語教室を運営し、子育て世帯や高齢者など、多様な背景を持つ外国人市民の学びを支えています。



「世界とつながる交流カフェ〜ベトナム編〜」の展示コーナーの様子

公益財団法人
とよなか国際交流協会(ATOMS)



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

NPO法人 とよなかESDネットワーク(豊中市市民公益活動支援センター[トヨカツ]業務委託者)

NPO法人 とよなかESDネットワーク (豊中市立市民公益活動支援センター[トヨカツ]業務委託事業者)

支援が次の支援を生む取組み

地域課題と市民公益活動をつなぐ拠点として、豊中市立市民公益活動支援センターの運営を受託しています。不定期で訪れる外国人住民へのボランティア活動相談に乗ることも多く、市民公益活動団体と外国人ボランティアのつなぎ役として機能しています。豊中市に登録している市民公益活動団体の中には、外国ルーツの子どもや家庭への支援に取り組んでいる団体もあります。かつて学習支援を受けていた外国ルーツの子どもが成長し、子ども食堂や

学習支援のボランティアとして活動する「支援される側」から「支える側」へ移行する事例がありました。また、センターがある複合施設は、隣接する学校と協定を結んでおり、子どもたちが「寄り道」できる場所としても機能しています。複合施設内では、登録しているNPOが主体の学習支援教室も開催されており、外国人ボランティアが活躍していた時期もありました。

外国人保護者の地域活動への参加

PTA・地区委員会関係者

地域参加の面では、PTAや「親父の会」、地区委員会などに外国人保護者が参加している事例があります。特にアウトドア活動など、

興味や得意分野を軸とした活動では、言葉の壁を越えてスムーズに参加が進んでいます。

NPO法人とよなかESDネットワーク



豊中市市民公益活動支援センター
(トヨカツ)



庄内コラボセンターショコラ



豊中市市民公益活動支援センター(トヨカツ)

吹田市

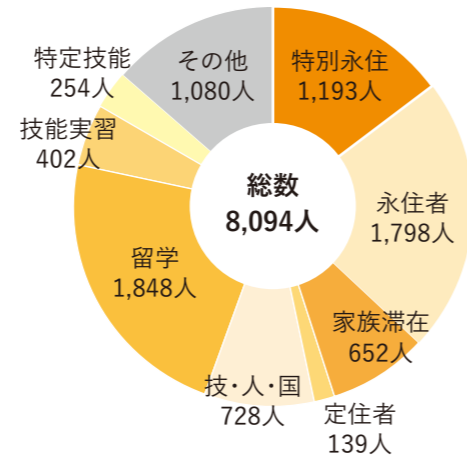
Suita City

総人口	在留外国人数	比率
395,511人	8,094人	2.05%

吹田市は大阪府北部に位置し、大阪市に隣接する人口39万5千人超の中核市です。鉄道網や主要道路の結節点にあり、都心や空港へのアクセスが抜群です。1970年万博の跡地「万博記念公園」や「千里ニュータウン」を有し、緑豊かな住環境が魅力です。また、国立循環器病研究センターを中心とした「北大阪健康医療都市(健都)」の形成や、複数の大学が集積する学術・文化都市としての側面も持ちます。ガンバ大阪のホームタウンとしても知られ、住みやすさを追求する「Suitable city」を掲げています。

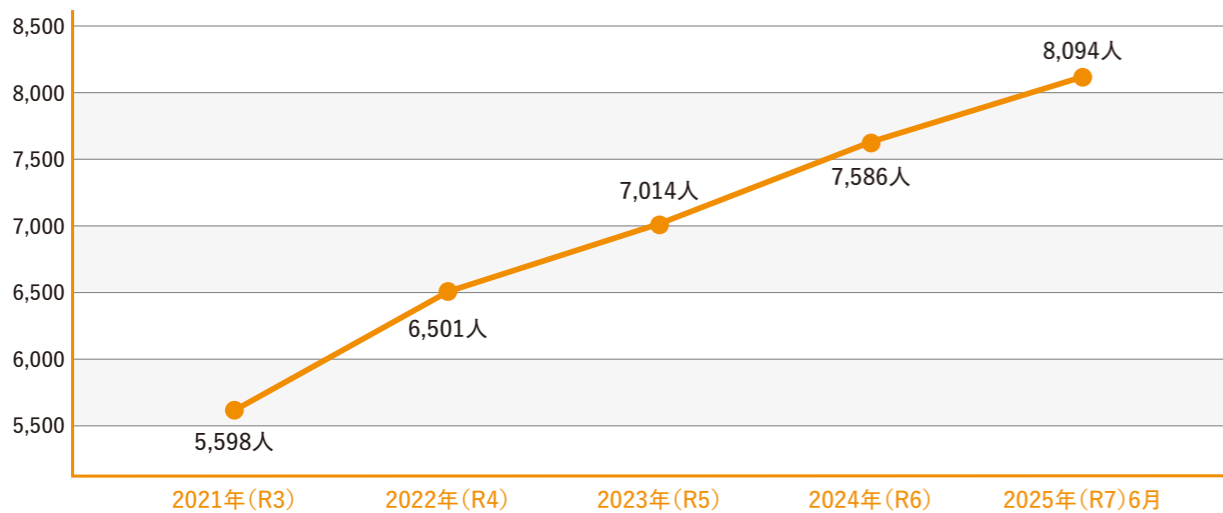
吹田市の特徴

「特別永住者」や「永住者」、「家族滞在」といった、生活の基盤を地域に持つ定住層が全体の多くを占めています。また、大学等が多い土地柄から「留学」の資格を持つ若年層も多数暮らしており、長く住む層と比較的滞在期間が短い層が混在しているのが特徴です。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

重層的支援体制整備事業

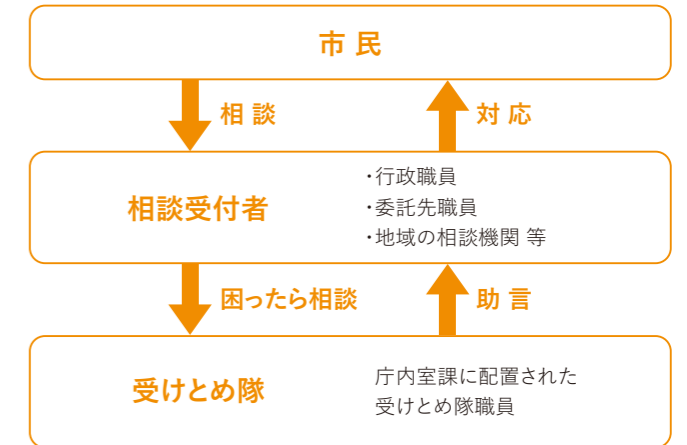
福祉部 福祉総務室、社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

福祉部 福祉総務室

「受けとめ隊」による横断的相談対応

2022(令和4)年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、重点施策として「包括的な相談支援体制の構築」を掲げています。社会情勢の変化などにより、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化していることから、今まで以上に身近な地域にあるさまざまなサービスと専門の支援機関が柔軟につながる体制を取りたいと考え、「吹田市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しています。2025(令和7)年6月には庁内の横断的な相談支援体制「受けとめ隊」を設置し、約40人の職員を配置しています。納税相談、DV・人権相談、労働・経済的課題、児童・高齢・障がい福祉、国民健康保険や市営住宅の相談など、各所管の相談業務に対応可能なよう設計され、全庁的に広がりを見せています。一度の相談対応で終わらず、対話することで潜在的な困りごとにも気づき、必要に応じて専門部署や担当部署へ連携・引き継ぎを行います。例えば、高齢者の相談から、家族のひきこもりや児童の問題が判明したこともあり、単一の問題に留まらず複数の要素が絡み合う「複合的な課題」に発展するケースもありました。

「受けとめ隊」業務の例



吹田市重層的支援体制整備事業実施計画

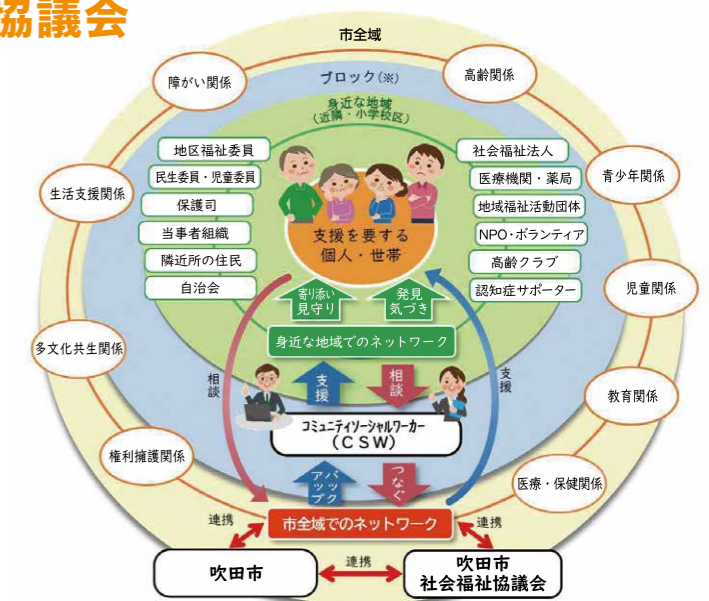


社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

CSWがつかない外国住民への支援

高齢・障がい・子育てなど分野を問わず、生活上の困りごとや「どこに相談したらいいかわからない」悩みに対し、解決を手助けする福祉の専門職です。吹田市では社会福祉協議会に配置され、地域団体や関係機関と連携し、相談者の生活再建や地域での支え合いの仕組みづくりを支援しています。CSWに、外国住民から、日本での生活に慣れるための支援を求める相談が入りました。ポケットークや翻訳アプリなどを駆使し、語学学校の協力も得て、徐々に日本語や英語でのやりとりが可能になりました。家庭訪問などで対話を重ねる中、「地域でボランティア活動をしたい。」という希望を話されたことから、関係機関と連携し、保育園でのボランティア活動に参加してもらうことができました。その後、地域住民から使わなくなった自転車を譲り受けるなど、あたたかな関わりも生まれました。

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会



出典：第4次吹田市地域福祉計画(計画期間 令和4年4月～令和9年3月)

02 多文化

多文化共生社会の推進

都市魅力部 文化スポーツ推進室、公益財団法人 吹田市国際交流協会

都市魅力部 文化スポーツ推進室

国際交流協会との連携支援

吹田市では、2017(平成29)年に「吹田市多文化共生推進指針」を策定し、これまで公益財団法人吹田市国際交流協会等関係団体と連携しながら事業・施策を実施してきました。外国人の増加や多国籍化が進み、それに伴う相談支援内容の多様化・複雑化等に対応しながら効果的な事業を行うためには、関係部署等と多文化共生推進施策の目的や方向性を共有するなど、横の連携や計画的な進捗管理が必要であることから、2024(令和6)年3月に「吹田市多文化共生推進アクションプラン」を策定しました。

同アクションプランの基本方針及び具体的な施策は右記のとおりです。

吹田市多文化共生推進指針



吹田市多文化共生推進アクションプラン



1 コミュニケーション支援

- (1) やさしい日本語を含む多言語による情報提供
- (2) 日本語学習の普及・促進
- (3) ワンストップ相談センターの充実

2 日常生活における支援

- (1) 子育て支援及び医療・福祉サービスの提供
- (2) 教育現場等における支援
- (3) 防災・災害時対応

3 多文化共生の地域づくり

- (1) 地域で活躍する人材の養成
- (2) 大学・関係機関と連携した住みやすい環境整備

公益財団法人 吹田市国際交流協会

日本語交流活動への取組み

1982(昭和57)年に発足し、1991(平成3)年に財団法人、2013(平成25)年に現在の公益財団法人へと移行した当協会は、行政からの委託を受け、初級から中級まで、無料の日本語教室を運営し、学習者のレベルに応じた支援を行っています。「日本語ではなそう」「日本語わいわい」などボランティアによる日本語交流活動クラスに加え、保育付きの日本語教室も開設し、子育て中の方でも参加しやすい環境を整備しています。

また、小学生から高校生を対象に、「放課後の居場所づくり・学習支援」を実施しています。子どもたちは、学習支援だけでなく、地域のボランティアと日常のたわいもない話を楽しんだり、同じルーツを

持つ友達と交流したりする中で、安心して過ごせる居場所となっています。さらに、国際理解を目的に、学校や地域からの依頼に応じて随時出前授業を実施し、多文化理解や異文化交流を通じ、地域連携を進めています。

これらの取組みを下支えする「吹田市多文化共生ワンストップ相談センター」(吹田市委託事業)では、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育など、日常生活上の困りごとに多言語で対応しています。相談は、対面・電話・メールで受け付けており、必要に応じて専門家や関係機関と連携しています。

公益財団法人 吹田市国際交流協会



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

NPO法人 市民ネットすいた、市民の声、外国人住民

NPO法人 市民ネットすいた (吹田市立市民公益活動センター ラコルタ指定管理者)

ボランティア支援の連携

2012(平成24)年に開設以降、外国人市民からの相談は時々あります。留学生や外国人住民からのボランティアの情報収集や、市民公益活動促進補助金の申請に関してなど、これからボランティアをしたい人や、既にボランティアグループとして活動しているが資金調達など運営に関する相談もあります。最近では、自治会役員の外国人住民から、自治会の情報共有のデジタル化について相談を受けたこともあります。他に、(公財)吹田市国際交流協会の「ボランティア研修」や職員向けの「ボランティアコーディネーション」の研修への協力や、年2回の日本語

教室連絡会にも参加しています。地域福祉や多文化共生に関する行政や支援機関などとも日頃から情報共有と連携を図っています。

NPO法人 市民ネットすいた



吹田市立市民公益活動センター ラコルタ



市民の声

乳児訪問から考える外国人家庭への支援 栗田 智代さん(民生委員・児童委員)

ある地域の自治会長が、以前からの住民と新しい住民や若い人との交流を進めたことで、「団地の清掃作業やお祭りなどを手伝ってくれる人が増え、ものすごくありがたい。」と言っていました。若い外国人の中にも、地域の人と関係を強めたいという思いから、積極的に地域活動に関わってくださることもあるようです。地域としても、非常に助かっていると聞いたことがあります。民生児童委員として地域の高齢者や支援が必要かもしれない方に見守り訪問活動を行っています。新生児を含むご家族が転居され、訪問しました。訪問時に初めて外国籍だと知ることもありました。子育てに関する情報提供や相談支援についてリーフレットで説明し、その時は相

手が「わかりました」と言ってくれたのですが、実は細かいところではわかっておらず、「わかりました」という返事は内容を理解したのではなく、説明への対応だったのかもしれない。この件では、たまたま相談事や困りごとは無かったのですが、それ以来子どもの病気やケガなどで困ったときに、本当に相談すべきところにつながるかなと思い、必要な電話番号などはお渡しするようにしています。

吹田市民生・児童委員協議会



外国人住民

特技を活かした活動 R.Vさん (スペイン出身 日本で暮らして32年)

阪神・淡路大震災や東日本大震災の時にボランティアとして活動し、国籍を超えて助け合う人々の姿に感動した経験から地域での支え合いの大切さを実感。その後、住んでいる千里ニュータウンで毎年開催される「千里キャンドルロード」に家族と共に初期から関わり、子どもたちと灯りを作る活動を通して地域のつながりを育んできたと思います。現在は、趣味の弓道や公園での植木の剪定などを通じて日本文化への理解を深めつつ、地域課題でもある公園整備や竹林管理などは活動している人の高齢化も気になり、やってみたいと意欲を持っています。しかし、活動に参加したいと思っても連絡できる窓口がわからないので窓口を明確化できると、多くの人の参加機会の創出になると考えています。言葉が通じなくても共に活動することで理解が生まれるので、外国人市民が地域住民と自然に交流できる機会を望んでいます。

自治会役員は外国人 Daniel Leungさん (香港出身 日本で暮らして25年)

妻の実家の近くに家を建てたことから自然に自治会に加入し、「ITに強い外国人」として、地域の手伝いを申し出たところ、役員としてIT化の担当や会合、総会の準備も担っています。LINEの閲覧板導入などは若い世代の参加促進にもつながると期待されています。地域活動以外では、在日香港人コミュニティの支援にも力を入れています。言葉や就職の相談が多いので、日本語の教育システムの改善と外国人が地域社会になじむための支援が必要ではないかと思っています。カナダでは移住すると無料で英会話を学べるし、何回も行けます。資格を持った教師だけでなく、地域の人も助け合って教えてくれています。でも、日本では日本語を学ぶには条件や回数などが限られています。今後の地域づくりに向けては、お互いの違いなども活かしながら、理解し合うことが重要な課題と思っています。

摂津市

Settsu City

総人口	在留外国人数	比率
87,088人	2,333人	2.68%

大阪府中北部に位置する摂津市は、都心から約12kmの「大阪のハート」です。

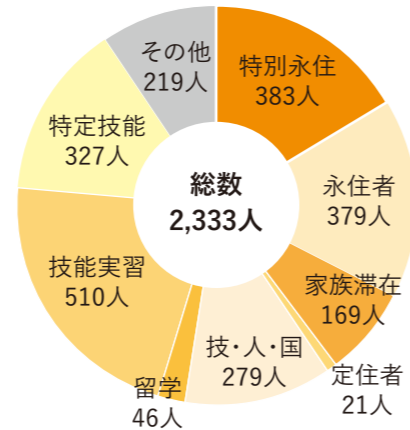
面積14.87km²の市域は平坦な「レ」の字型で、淀川の自然に恵まれた約8万7千人のまちです。「心」を大切にする市政を掲げ、独自の「人間基礎教育」や健都との連携を推進。

地区再開発などハード・ソフト両面で新たなまちづくりを進めています。



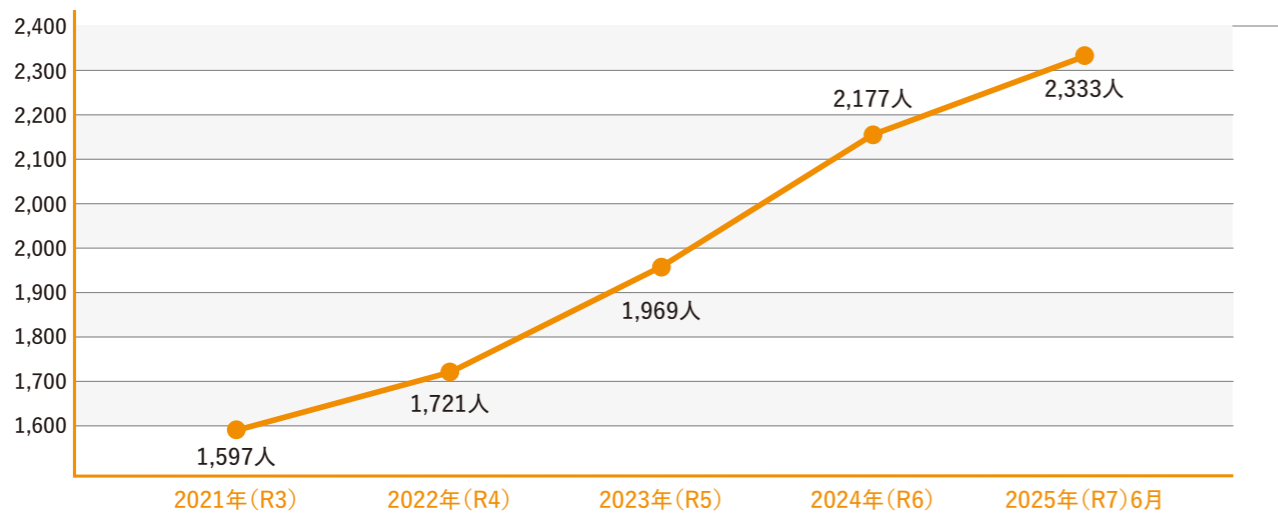
摂津市の特徴

大阪のベッドタウンという立地から、就労を目的とした在留資格を持つ人や、その家族として滞在する層など、比較的安定した生活基盤を築いて暮らすファミリー層を中心とした定住傾向が見られます。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人数推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

包括的な支援体制の整備に向けて

保健福祉部 保健福祉課、社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会

保健福祉部 保健福祉課

摂津市では、地域共生社会の実現に向けて、令和8年度から「重層的支援体制整備事業」を実施します。

「重層的支援体制整備事業」とは、市域全体で断らない相談支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくりに係る取組みを活かし、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業です。

この事業に先駆けて、令和6年度と令和7年度に、重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業として、「包括的相談支援事業」や「多機関協働事業」、「アウトリーチを通じた継続的支援」の取組みが始まっています。

近年、外国人住民の増加や文化・生活様式の多様性が進む中、生活課題もまた多様化しています。市ではそれらの課題解決に向け、「高齢」「障害」「こども」「生活困窮」などの各分野において支援を行っている状況ですが、今後、各分野だけの課題解決が困難な場合に、分野を横断して包括的に支援を行う体制を整備します。



社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会

地域連携

外国人住民の支援は過去に比べると増えてきています。例えば、住民票の転入届ができていないまま摂津市で生活していることで、保育園にもこども園にも申し込みができない、また、夫が仕事に出て母親が子育ての悩みを一人で抱え込んでしまい、しんどくなるといったような相談を保健師から受け、CSWと一緒に同行して対応したこともあります。言葉の壁により外国人住民とのコミュニケーションに困難をきたすと相談が途切れがちになり、継続的な支援につながりにくく、一時的な対応で終わってしまうケースもあります。言葉の問題が生じた際は、国際交流協会やせつつ地球村に通訳を依頼することもあります。

外国人住民のボランティア活動は、昨年は市内でお仕事されている30代が2名いらっしゃいました。ボランティア団体の一覧を渡し、情報提供とボランティア登録をしていただきました。また、鳥飼東で行われる地域イベント「鳥の市」では、せつつ地球村の代表が実行委員として参加し、外国人住民も一緒に参加できる企画を進めています。外国人住民からは「摂津市は住みやすい」という声もあり、地域の受け入れ体制にも明るい兆しが見えています。外国人住民と地域の人が、イベントを通じて交流できる機会となっています。

社会福祉法人
摂津市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

生活環境部 自治振興課、摂津市国際交流協会

生活環境部 自治振興課

多文化共生社会の推進について

当課は、友好都市提携を結んでいる中華人民共和国の安徽省蚌埠市や、オーストラリア・クィーンズランド州バンダバーグとの友好都市交流の窓口となっており、国際交流や多文化共生に関する業務も担当しています。摂津市では2020(令和2)年に事務分掌に「多文

化共生に関すること」という文言が加わり、国際交流から多文化共生へと施策の重点が移行しつつある中で、その実務を担っている国際交流協会との連携や日本語教室の運営委託など、外国人支援に関わる業務を統括しています。

摂津市国際交流協会

任意団体で法人格はありません。「多文化・多様性の理解」「人と組織のネットワーク構築」「参画して自己向上・実現への挑戦」の基本事業体系をもとに、市からの委託事業や補助金を活用しながら継

日本語教室について／地域連携について

日本語教室は国際交流協会からボランティアグループが委託を受け、市内5か所で実施しています。直営の日本語教室と日本語サロン(子ども連れでも参加可能)は協会のあるコミュニティプラザで実施、その他はボランティアグループに委託をして市内3か所でサテライトとして展開し、協会の本部から遠い場所に住んでいる人でも通いやすく、地域での外国人住民の生活サポートの役割も果たしています。教室では、「教える人」と「教わる人」という関係だけでなく、学ぶ人が中心となって交流できる場所を目指し、支えるボランティアの育成にも力を入れています。日常生活で使える日本語を大切にしながら、地域の人たちと交流できる場所にもなっています。

摂津市国際交流協会



地域在住の色々な国の方が日本語を学習しています

日本語教室

せつ日本語・SAIE
コミュニティプラザ
火曜10時～11時30分
48回開催
学習者10名(134)
ボランティア7名(276)

日本語サロン
コミュニティプラザ
木曜10時～11時30分
45回開催
学習者9名(110)
ボランティア11名(329)

日本語学習会
別府町・第5集会所
土曜午後7時～9時
31回開催
学習者5名(48)
ボランティア3名(61)

日本語教室さくらクラブ
摂津市扇町下3丁目38-3
金曜午後7時～8時30分
日曜午後3時～5時
116回開催
学習者38名(594)
ボランティア5名(319)
*他曜開催含む
(10/22)バーベキュー(バーベキュー参加：15名(うち学習者12名・中国、ベトナム、インドネシア、インド))

大人の英語講座
(安威川公民館)
月曜 午前9時20分～12時
初級・中級・上級
講師：ジェイ・グールドさん
(カナダ出身) 前期
ジャクソン・カスリさん
(アメリカ出身) 後期
前期 15回 参加22名
後期 15回 参加22名

親子DE英語講座
(コミュニティプラザ)
隔週木曜 午前10時～11時10分
(レッスン、交流会)
対象：1～3歳の親子
講師：デニス・グラスさん
(アメリカ出身)
前期 (全10回) 参加 親子5組
後期 (全10回) 参加 親子7組

子ども英語講座
(コミュニティプラザ)
隔週金曜 午後3時30分～6時30分
(ホップ) 4歳～未就学児
(ステップ) 小学1～3年生
(ジャンプ) 小学4～6年生
講師：デニス・グラスさん
(アメリカ出身)
前期 (全10回) 参加 27名
後期 (全10回) 参加 24名

語学教室
中国語講座
(安威川公民館)
隔週土曜 午後2時～4時30分
(前期) 初級・中級
午後1時30分～4時30分
(後期) 初級・中級・上級
講師：李 都都さん (中国出身)
前期 10回 参加11名
後期 10回 参加12名

摂津市国際交流協会
〒566-0021 大阪府摂津市南千原5-5-35
摂津市立コミュニティプラザ 2F
TEL: 06-6319-6251 FAX: 06-6318-6004
E-mail: office@settsu-saie.org
URL: http://settsu-saie.org
【開室時間】 平日 9:30～12:00, 13:00～16:30
(休館日: 土・日・祝日、第4水曜日)

会員募集
*当協会の事業に無料または割引で参加して頂けます。
*「かわら版」をお届けし、参加申込みなどを優先的に受け付けます。
<年会費>
個人会員 3,000円 家族会員 5,000円
青少年会員 1,000円 法人・団体会員 10,000円(1口)

03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

生活環境部 自治振興課、市民の声、当事者の声

生活環境部 自治振興課

摂津市では市民公益活動センターがないので、担当課がNPOや自治会などの市民公益活動の支援を主軸としながら、国際交流や多文化共生に関する業務も担当しています。多文化共生に取り組む団体は少ないですが、その一つに、JICA(独立行政法人 国際協力機構)の

OB・OGが中心となり、途上国支援の経験を活かして国内外で地域活性化や福祉・国際協力活動を行うJOCA(青年海外協力協会)の大阪の拠点(JOCA大阪)が摂津市にあり、地域の国際化支援だけでなく、市民公益活動の交流の場、市民の居場所を運営しています。

市民の声

せつ地球村 村田 美香さん

地域に住む外国人が安心できる多文化の居場所づくりとして「地球村ハウス」を運営しています。そこでは、外国にルーツの子どもと不登校の子どもが「フィーリングが合う」場面が多くあり、集団になじみにくい、共感されにくい経験を持つ子ども同士の「安心できる場」になっています。外国にルーツのある子どもたちの課題は「外国人だけの問題」とした個別支援にとどまらず、地域の中で「安心して過ごせる場」を確保し、保護者も含めた段階的な参加支援を行うことが有効です。病院や市役所への同行、代筆や通訳など、あらゆる生活面での相談において地域、学校、専門機関と包括的支援の連携を密に図り、外国人家族への個別生活支援、進路相談を行っています。また、摂津市学童保育指導員を20年以上勤めた強みを活かして、地域や学校と連携を図り、日本語学習・家庭生活支援にも関わっています。

学校を含め支援者の働きかけが地域参加の可否を大きく左右するため、多機関連携を前提とした支援体制づくりと、卒業後も含めた継続的な見守りの仕組みも重要です。地域とのつながりをつくるために、地域で開催されるさまざまなお祭りには多文化交流コーナーの設置にも参画しています。

日本人が多く集まる場でも、外国人の方は地域の住民でありながら

参加しづらい現実があります。そこで、一緒にイベントを企画し、「出店しているからおいで」と声をかけることで、参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。



せつ地球村



外国人住民の声

マウンさん、スーさん(ミャンマー出身)

ふたりとも来日前に独学で日本語を学び、日本語検定能力のN4(基本的な日本語を理解することができる)レベルに到達しています。大阪の方言や話すスピードに戸惑いながらも、近所の住民や職場の人々の助けを得て、安心して生活を始めることができました。妊娠後は職場の紹介で病院を受診し、前置胎盤のため別の病院で出産しました。母子手帳の手続きや保健師の説明も日本語で丁寧

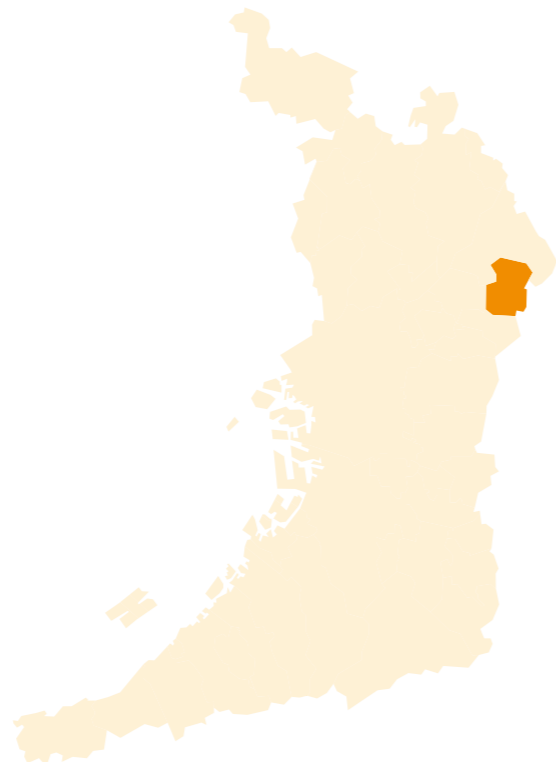
に行われ、相談体制も整っていました。赤ちゃんは無事に生まれ、現在は間もなく退院予定です。育児には不安もありますが、日本語教室の先生を頼りに生活に必要な情報を得ながら過ごしています。将来は保育園の利用や仕事復帰も視野に入れ、支えてくれる地域の人々と共に、日本での生活をより良いものにしようとしています。

交野市

Katano City

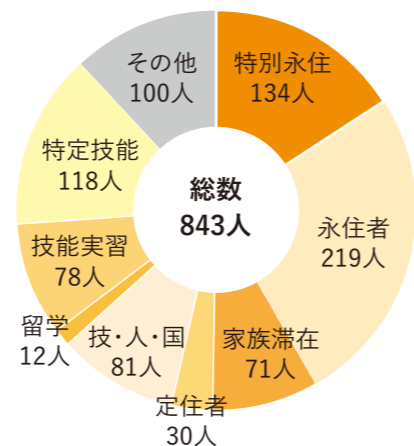
総人口	在留外国人数	比率
74,686人	843人	1.13%

交野市は大阪府北東部に位置し、大阪・京都・奈良から約20km圏内にあるベッドタウンです。市域の約半分を山地が占め、豊かな自然に恵まれています。人口は約7万5千人、世帯数は約3万4千世帯(2025年時点)ですが、少子高齢化が課題です。現在は「みんなで作るみんなの交野」をスローガンに、独自の市民サービスやインフラ維持・充実に力を入れています。



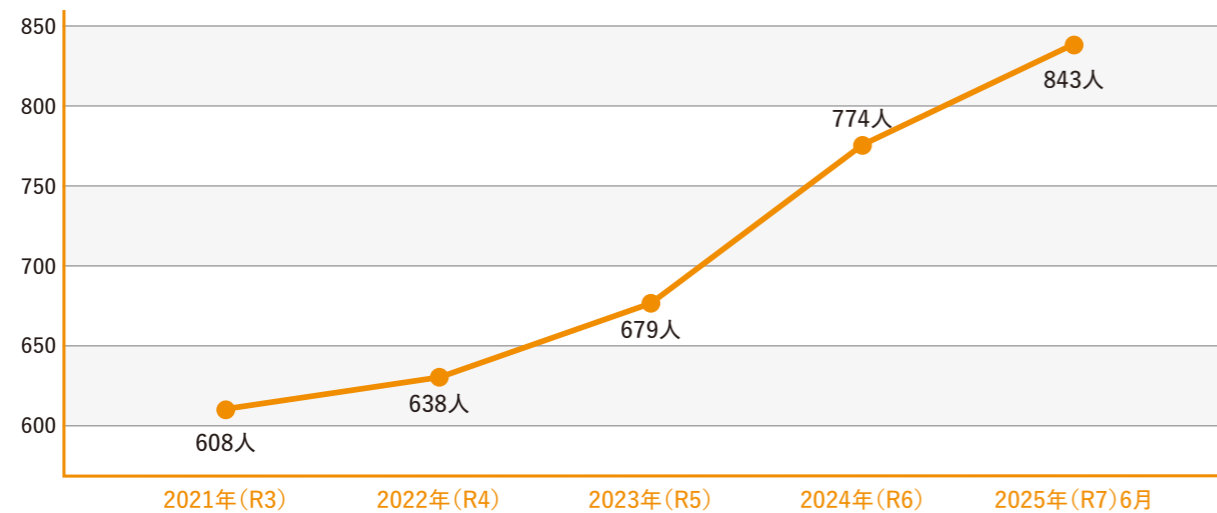
交野市の特徴

外国人住民の全体規模は周辺の市と比べて控えめですが、地域に根付いて生活する「永住者」などの定住層や、近隣の企業などで働く就労層が中心となっており、落ち着いた生活環境の中で暮らす層が主流となっています。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人数推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

重層的支援体制整備事業

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

「支援される」から「地域の仲間」に!

地域住民への福祉支援と地域参加の促進に取り組んでいます。言語の壁への対応として、常駐通訳に代わる手段としてオンライン通訳システム「コトバル」(AIとオペレーターによるハイブリッド通訳)の導入を市に提案し、必要に応じて社会福祉協議会でも活用できる体制を整えています。相談対応では、CSWや民生委員・児童委員から情報提供を受け、言葉が通じない外国人住民の生活上の困りごとを把握し、関係機関につなげています。また、フードパントリーの活動において、来場した外国人住民に「支援される」立場から、食品の陳列作業などの運営に関する役割を担ってもらった事例があります。共に作業を行うことで相互理解を深めるとともに、トラブル防止や顔の見える関係づくりにつなげています。



社会福祉法人
交野市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

特定非営利活動法人 交野市国際交流協会

特定非営利活動法人 交野市国際交流協会

姉妹都市交流による国際交流の推進

1981(昭和56)年にカナダのコリングウッド市との姉妹都市交流を目的に活動を開始しました。現在は、語学教室の収益を主な財源とし、市からの恒常的な補助金に依存せず、事業ごとの委託や補助金を活用して自立的な運営を行っています。活動の主軸である姉妹都市交流は、基本的に隔年で相互訪問を行っており、4年に1度の海外渡航と中間年における受け入れを組み合わせることで、安定的かつ継続的な活動を実現しています。



特定非営利活動法人
交野市国際交流協会



八尾市

Yao City

総人口	在留外国人数	比率
257,351人	9,747人	3.79%

八尾市は大阪府のほぼ中央部に位置し、西は大阪市に隣接する人口約26万人の中核市です。

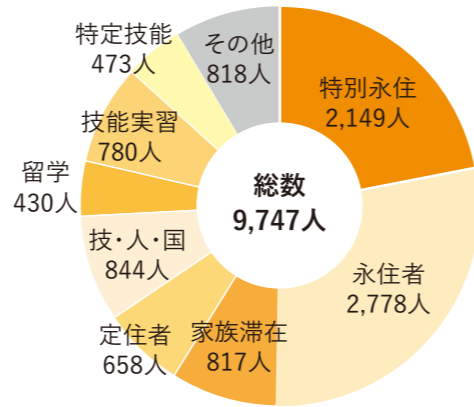
難波・天王寺・梅田などの大阪都心部へ電車で約10～30分と交通至便な立地にあり、空の玄関口として小型航空機の拠点・八尾空港も有しています。

中小企業を中心に高度な技術力と製品開発力を誇る「ものづくりのまち」として知られ、歴史・文化・産業が調和したまちとして発展しています。



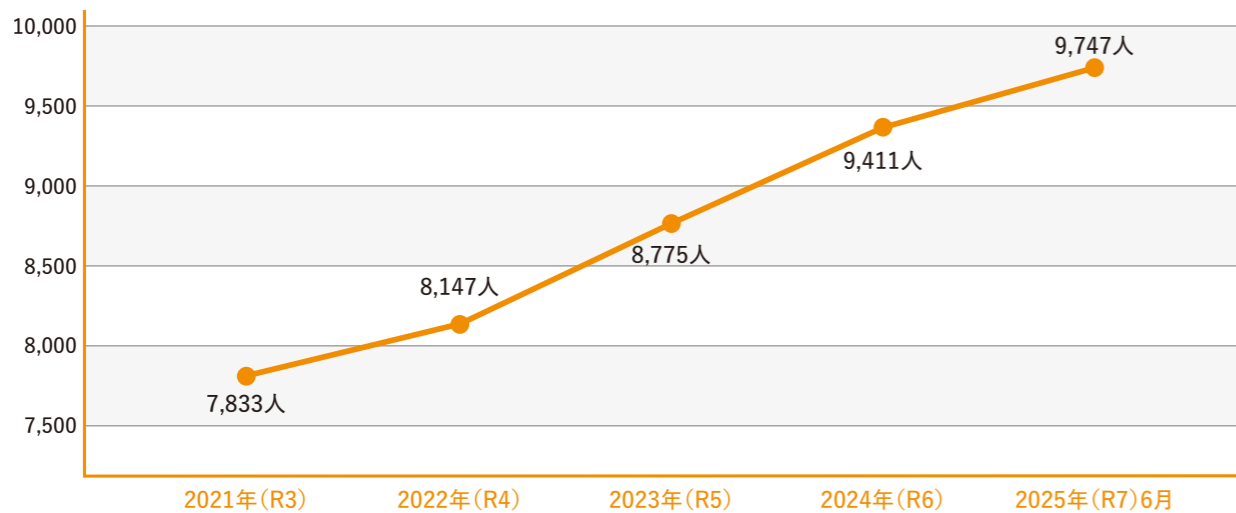
八尾市の特徴

八尾市は、2025年時点において大阪府下で4番目に外国籍住民が多い自治体です。歴史的経緯を持つ朝鮮半島出身者や中国帰国者、ベトナムからの渡日者に加え、近年は技能実習生や留学生など多様なルーツを持つ人々が暮らし、JR八尾駅周辺にはベトナム人コミュニティも形成されています。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人数推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

重層的支援体制整備事業

健康福祉部 地域共生推進課、社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

健康福祉部 地域共生推進課

顔の見える関係づくりと庁内連携の強化

八尾市では、地域共生社会の実現をめざし、「誰ひとり取り残さないしあわせを感じる共生のまち おせっかい日本一」を理念とする第4次八尾市地域福祉計画を2021(令和3)年3月に策定しました。計画期間は2021(令和3)年度～2028(令和10)年度で、2024(令和6)年度に中間評価と見直しを行っています。「おせっかい日本一」を合言葉に、外国籍の人も日本人も、困ったと

きに助け合えるまちを目指しています。相談に来た人を支援につなぐだけでなく、日頃から地域で顔見知りを増やし、孤立を防ぐ取組みを重視しており、市民からの相談に幅広く対応できるよう、部局間の情報共有会議を定期的開催するだけでなく、必要に応じて関係部署が集まる支援会議を行うなど、庁内連携を強化しています。

第4次八尾市地域福祉計画
(八尾市公式ホームページ)



社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

外国人ボランティア参加の促進に向けて

市内32地区にある「地区福祉委員会」が、地域の見守りや助け合い(おせっかい活動)を最前線で担っています。社協のボランティアセンターでは、今年度のボランティア体験プログラムにおいて外国人から複数の申し込みがありました。申し込み方法を従来の電話・

FAXに加えてGoogleフォームも活用するなど参加のハードルを下げた結果、清掃活動や地区福祉委員会の活動に関心を持つ外国人が個人で参加しています。地域課題と一緒に取り組むつながりづくりを目指しています。

社会福祉法人
八尾市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

人権ふれあい部 人権政策課、公益財団法人 八尾市国際交流センター(YIC)

人権ふれあい部 人権政策課

当事者の声を市政に反映

2011(平成23)年度に「外国人市民会議」を設置し、現在第8期を迎えています。行政が一方的に方針を決めるのではなく、生活上の困りごとや提案を当事者から直接聴き取る場として位置づけています。会議からの提案により、母子健康手帳の多言語案内・配布の徹底や、国際交流センターでの多文化保育プログラムの始動など、具

体的な施策が実現しています。

また、外国人相談窓口の体制として、八尾市国際交流センターが基幹窓口(ワンストップ相談窓口)を担い、特定非営利活動法人トッカビがサテライトとして委託を受け、市内2か所の人権センターで対応している点も本市の大きな特徴といえます。

八尾市外国人市民会議 概要



公益財団法人 八尾市国際交流センター(YIC)

当事者の「やってみたい」を形にする「サークル活動」

ボランティアの「やってみたい」という自発的な提案を起点とした支援を行っています。その一つであるサークル活動は、外国人当事者を含むサークルリーダーが主体となって企画・運営し、ボランティアメンバーや在住外国人同士の交流の場となっています。センターは会場の提供や広報支援などを通じて取組みに伴走し、現在5つの多様なサークルが活動しています。

在住外国人の想いを形にした「多文化保育プログラム」

ガーナ出身の市内在住外国人から「小さい頃からさまざまな人種の人と関わることで偏見や怖さをなくしていきたい」という思いに基づいた活動の提案があったことをきっかけに、市内の子ども園等に出向いて1時間程度の「多文化保育プログラム」を実施しています。海外出身の講師の特技を活かしたプログラムを職員がサポートしながら企画して実施。幼児期から国際意識を育むことを目的として、歌、踊り、遊び、衣装やスライド写真など、さまざまな方法で子どもたちに文化を紹介し、子どもたちは楽しく慣れ親しんでいます。



サークル活動の様子(上段/右中段)
イベント広報チラシ(左下段)/多文化保育プログラムの様子(右下段)

公益財団法人 八尾市国際交流センター(YIC)



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

特定非営利活動法人 トッカビ、市民の声、外国人住民の声

特定非営利活動法人 トッカビ

外国人住民の地域参加を支える居場所づくり

八尾市国際センターから委託を受け、外国人相談サテライトの窓口として、2か所の市立人権コミュニティセンターでベトナム語および中国語での相談対応を行っています。また、「休眠預金活用法」に基づく資金をもとに、公営住宅を活用した多文化共生の居場所づくりに取り組んでいます。

小学校区の地域行事や取組みに、比較的若い世代が多い外国人の参加を促すため、新しい居場所を通じて「顔の見える」関係作りが進むよう取組みを進めています。さらに、学校とも連携して情報共有や意見交換を実施しており、子どもを起点として保護者と地域をつなぐ関係づくりを進めています。

特定非営利活動法人 トッカビ



公営住宅を活用した 多文化の居場所づくり



市民の声

日常の活動から広がる交流

西島 美砂子さん

公園の美観活動中、散歩に来るベトナム人の方々と挨拶を交わすうちに、自然に会話や交流が生まれました。活動は一人で始めましたが、近所の方が加わり、通りがかりの外国人が手伝ってくれることもあります。地域のルールに関する困りごとは、当人に直接言わずベトナム人の集まりで相談するなど、背景を理解した上でのコミュニケーションを心がけています。



西島 美砂子さん(中央)

地域とつながる日本語教室

平野 和美さん(高砂日本語教室)

20年以上前から、地域で外国人と日本人が繋がれる場として日本語教室を開催しています。日本語を覚えて回覧板が読めるようになるなど、生活に役立つ力を身につけながら、地域の課題も一緒に考えることを目標にしています。また、うまく日本語を話せないと思っている人も、安心して来て、話せる、居心地のいい場所でありたいと思っています。



平野 和美さん(中央)

外国人住民の声

国籍に関係なく対等に交流できる「英語サークル」

グエン ティミン ニャットさん(ベトナム出身 日本で暮らして10年)

国籍に関係なく対等に交流できる場として、英語サークルを立ち上げました。日本語を用いた場合は緊張から発言が少なくなる傾向があるため、英語を共通言語にすることで言語の公平性を保ち、参加者が自由に話せる環境を構築しています。

活動はフリースタイル形式を採用しており、語学レベルやテーマを限定せずに全員が英語で発言しています。日本人だけでなく、ベトナム人や中国人など多国籍の人が参加しており、誰もが自己表現を行いながら相互理解を深めています。英語圏の文化にとどまらず、参加者それぞれの国の多様な文化について学ぶ場となっています。



母語教育の実施

T.H.さん(ベトナム出身 日本で暮らして9年)

来日時は日本語が話せませんでしたが、地域の支援で日常会話ができるようになりました。その経験への恩返しの気持ちから、現在は八尾市国際交流センターでベトナム語サークルを運営しています。「言葉を通じてお互いを理解し合える場をつくりたい」という思いが活動の背景にあります。日本語を学ぶ過程で多くの人のつながりに支えられてきた経験から、言葉と交流の両方を大切にしたい場づくりを目指しています。

先に住む人が新しく来た人をサポート

ワエド マジッドさん(シリア出身 日本で暮らして10年)

八尾市国際交流センターの「夏休みワールド講座」において、アラビアやシリアの文化を地域の親子に講師として伝えました。その後、市内小学校でも子どもたち向けに文化紹介をする講師として招かれました。現在は学校現場で通訳・翻訳の業務に携わっています。また、勤務している小学校では、アラビア語圏出身の保護者の通訳を担当し、先生との懇談や家庭訪問の際のコミュニケーションを支援しています。さらに身近な支援としては、家族である弟の就職活動や行政手続きの手伝いもしています。地域に長く住む人が新しく来た人を支えることが大切だと考え、このような活動を行っています。



堺市

Sakai City

総人口	在留外国人数	比率
804,181人	21,061人	2.62%

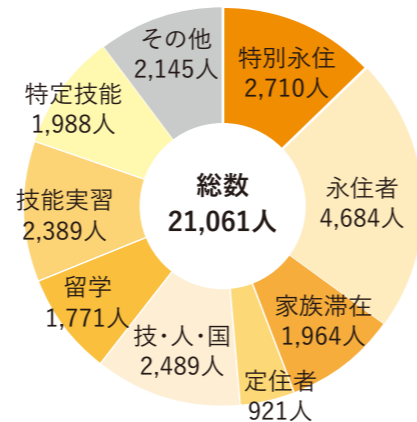
堺市は近畿地方の中部、大阪府の中南部に位置する、大阪府で人口・面積が第二の政令指定都市です。古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、日本の経済、文化の中心地として繁栄しました。

世界遺産をはじめとする類いまれな歴史文化資源を大切にしながら、「未来を創るイノベティブ都市」として発展する都市をめざしています。



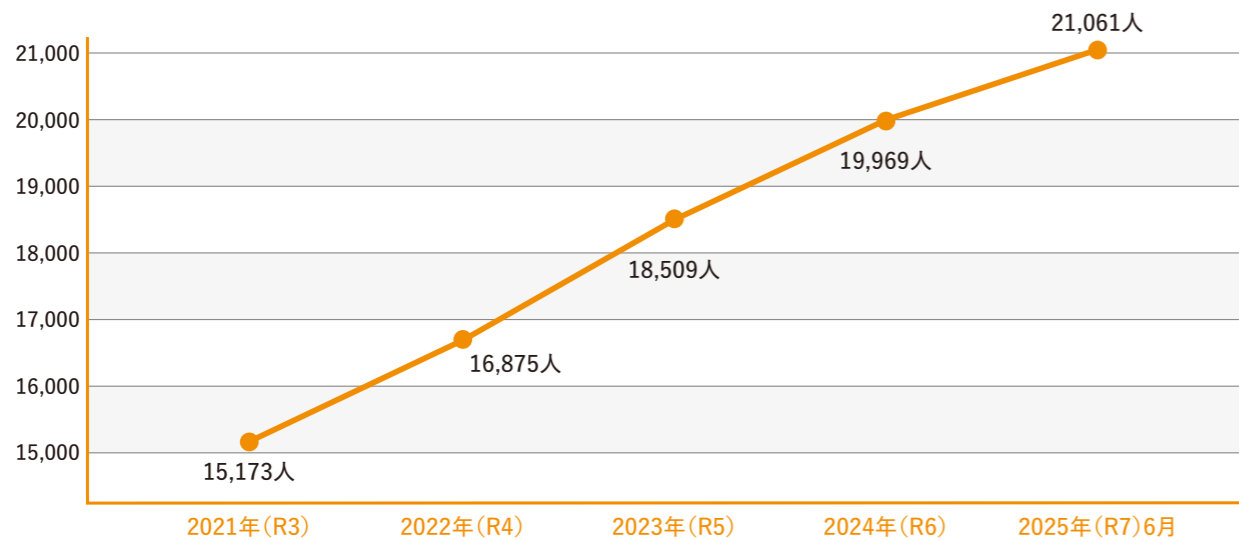
堺市の特徴

「特別永住」「永住者」や「家族滞在」「定住者」など、日本に生活基盤を置き長期的に暮らす層が多いための特徴です。中国帰国者や南米出身者が地域に根づく半面、近年は東南アジア出身を中心とした専門的・技術的な就労資格を持つ若年層も増加傾向にあります。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人数推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

重層的支援体制整備事業

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

アウトリーチと多機関協働で地域支援を強化

堺市では、2024(令和6)年度から「重層的支援体制整備事業」を本格的に始め、7つの区を基盤に、包括的な支援体制の構築を進めています。相談のうち、複雑化・複合化した事例について、「多機関協働事業」の会議で話し合います。生活保護、高齢・障害、子育て、保健センターなど区役所内の8つの機関を中心に会議を開催し、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。会議は月1回～

3か月に1回(区によって異なる)の定例で開き、急ぎの場合はその日のうちに関係者を集めて会議を開きます。アウトリーチは、社協の日常生活圏域コーディネーターが中心となり、困りごとのある人に働きかけながら、地域のつながりづくりも一緒に進めています。外国人住民の相談も増えており、ポケットクや国際課の通訳などを使って対応しています。

堺市重層的支援体制整備事業
実施計画について



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

地域活動が育む多文化共生

個人のボランティア登録は約1,500件あります。そのうち、外国人等の登録は10人程度ですが、ボランティア登録はなくても社会福祉協議会の各区事務所ではボランティア活動をしたいという希望者の相談に適宜応じています。ボランティア活動にとどまらず、市内には多数、地域活動や地域交流等の活躍できる場があります。特徴的なものを一部紹介します。堺区で活動する子ども食堂では、外国にルーツを持つ子どもを主な対象に、学習支援等を行っています。また、以前には外国人が中

心になって主催するフットサル大会において、留学生がボランティアとして運営を手伝うことができました。東区では、「流しそめん」大会に外国にルーツを持つ子ども達が参加し、国籍を超えた住民の交流につながる取組みを実施しました。南区の外国人や中国帰国者が集まる日本語教室やサロンでは、日本文化体験イベントや防災イベントを実施しています。北区では、イベントの中で外国人が手話で歌を発表したり、防災イベントで各国の防災について話してもらっていました。

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

文化観光局 文化国際部 国際課

文化観光局 文化国際部 国際課

共生社会の実現に向けた取組み

堺市では、在住の外国人の増加が見込まれる中、言語や文化、習慣などの違いから生じる課題により外国人が地域社会の中で孤立しないよう、日本人と外国人双方が互いを尊重し合い、安全・安心に暮らせる社会を実現するための取組みを進めています。

外国人が生活していく上で必要な日本語能力を身につけ意思疎通が図れるよう、日本語教室を開催しています。また、ボランティアの方が自主運営する地域日本語教室は、外国人が日本語を継続的に学び、日本人との交流を通じて日本の文化や習慣などを知ることのできる、つながりの場にもなっていることから、堺市と地域日本語教室とが協力・連携した研修事業や情報交換会を実施しています。

そのほか、「多文化交流プラザ・さかい」[愛称:POME Sakai(ポムさかい)]では外国人が必要な行政情報を理解し、適切な行政サービスを受けられるよう多言語による相談を行うほか、専門家相談やボランティア通訳派遣、分かりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の使用啓発、外国にルーツを持つことものの支援について考えるセミナー等を行っています。



多文化交流プラザ・さかい

多文化交流プラザ・さかい
[愛称:POME Sakai(ポムさかい)]



外国人市民のための堺市
「日本語教室」



富田林市

Tondabayashi City

総人口	在留外国人数	比率
103,678人	2,620人	2.53%

大阪府東南部の富田林市は、自然と歴史が調和したまちです。石川が流れる北東部は古くから開け、特に寺内町には貴重な歴史的町並みが残ります。

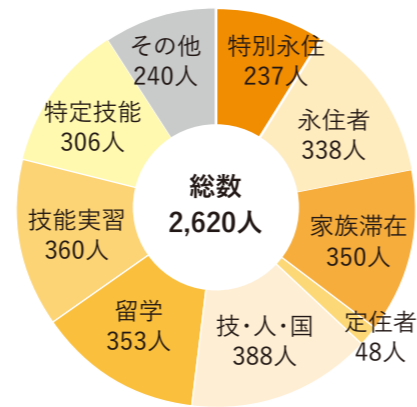
一方、南部は金剛・葛城連峰を背景とした緑豊かな田園風景が広がり、西部は環境水準の高いニュータウンとして計画的に開発されました。

1950年の市制施行以来、都市化と共に発展を続けています。



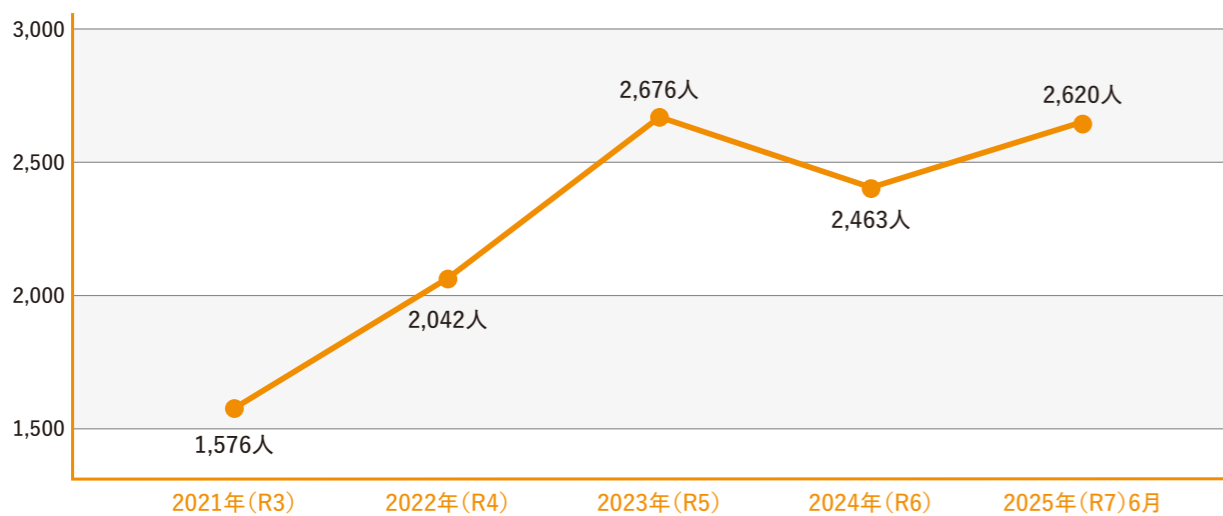
富田林市の特徴

企業で働きながら生活する「技能実習」などの就労層が見られる他方で、「特別永住」「永住者」「家族滞在」など、長く地域に暮らす定住層も多く存在します。働き手としてだけでなく、生活者としての定住化が進みつつある傾向にあります。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

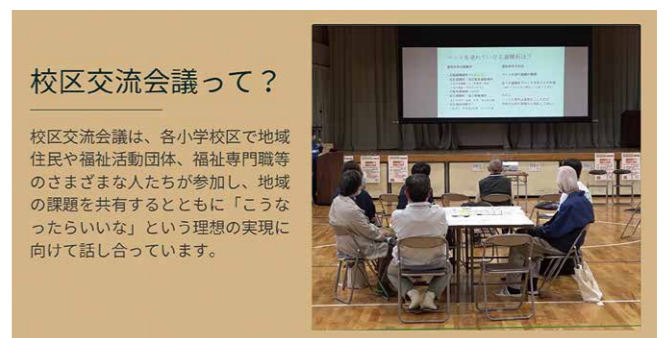
重層的支援体制整備事業

福祉部 増進型地域福祉課、社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会

福祉部 増進型地域福祉課

校区交流会議から広がる住民主体の地域福祉

「増進型地域福祉」の推進を重点施策として、地域が目指す理想の姿を住民とともに考える取組みを進めています。その中核となるのが、市内16小学校区すべてで開催される「校区交流会議」です。ここでは地域住民が主体となり、市職員が校区担当職員として加わりながら、属性を限定せず誰もが参加できる形で、地域課題や将来像について継続的に話し合いを行っています。現在は外国人支援を明確に切り分けてはいませんが、外国人住民も地域の一員として支援対象に含まれており、今後はこの会議を通じて多様な住民が共に支え合う地域づくりが期待されています。



校区交流会議って？

校区交流会議は、各小学校区で地域住民や福祉活動団体、福祉専門職等のさまざまな人たちが参加し、地域の課題を共有するとともに「こうなったらいいな」という理想の実現に向けて話し合っています。

富田林市増進型地域福祉



富田林市重層的支援体制整備事業実施要綱



社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会

関係機関の連携による外国人住民支援

外国人住民が増えるなか、手続きなどに不安を抱える方も増えてきています。複数の課題が見えてくる部分もあり、支援を単独で行うのではなく、国際交流協会や各関係機関と連携し取り組んでいます。例えば、公的制度の利用が難しい難民世帯への支援では、人権協議会が「食糧支援」、国際交流協会が「言語支援」、社協が「手続きなどに関する支援」など役割分担を行い対応しました。また他にも課題が見えた際には、関係機関と連携し、情報共有などを行う中で支援が滞ることなく迅速に次の対応へとつながる体制が整っています。

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

市民人権部 人権・市民協働課、特定非営利活動法人 とんだばやし国際交流協会

市民人権部 人権・市民協働課

外国人市民会議を通じた共生の地域づくり

外国人住民を地域で共に暮らす住民として位置づけ、多文化共生を推進しています。

外国人市民相談窓口を、TONPAL(多文化共生・人権プラザ)に設置し、運営を特定非営利活動法人 とんだばやし国際交流協会に委託することで、近年増加する出産・子育て・教育に関する相談に対

応しています。また、年4回開催する「外国人市民会議」で出された生活上の課題や意見を踏まえ、地域ごとの実情に応じたプログラムづくりに取り組んでいます。「外国人住民のための施策」にとどまらず、日本人と外国人住民が共に地域づくりに関わることを重視しています。

外国人市民会議



富田林市多文化共生推進指針
(改定版)



特定非営利活動法人 とんだばやし国際交流協会

福祉と国際交流の組織的連携

「TONPAL(多文化共生・人権プラザ)」を拠点に活動しており、市民人権部 人権・市民協働課・社協・人権協議会と連携しています。社会福祉協議会の役員が国際交流協会の理事も務めるなど、組織的なつながりを持っています。なかでも、「にほんご読み書き教室」と、教育委員会と協力して開催する「サマースクール」には重点を置いています。「サマースクール」は外国ルーツの子どもや保護者、ボランティア、教員などが参加し、昼食には多国籍料理を共に囲みます。また、「にほんご読み書き教室」に来ている外国人住民が、配食ボランティアや子ども食堂の運営に携わるなど、地域の中で活躍する循環が生まれています。

特定非営利活動法人
とんだばやし国際交流協会



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

外国人住民の声

外国人住民の声

青木 信介さん・青木 蘇芳さん(日本で暮らして7年)

日本での永住を希望しており、市役所などで必要となるさまざまな手続きも通訳なしで自分で行っています。また、社会福祉協議会を通じて、高齢者向けの配食ボランティアに参加しており、支援を受けるだけでなく、地域を支える側として活動しています。

李さん(中国出身 日本で暮らして3年)

来日後に日本人と結婚し、現在は日本語の勉強に専念しています。将来的には、家庭と両立できるような残業が少ない仕事に就き、日本社会で働きたいと考えています。

コガ チエミさん(ペルー出身 日本で暮らして2年以上)

日本語はまだ学習中ですが、親戚のサポートがあり、ごみ出しなどの生活ルールに困ることはありません。母国の文化や料理を紹介したいという思いが強く、国際交流協会を通じて地域の人と関わりたいという意欲を持っています。



ヒアリングの様子



コガチエミさんが料理を紹介する様子

泉佐野市

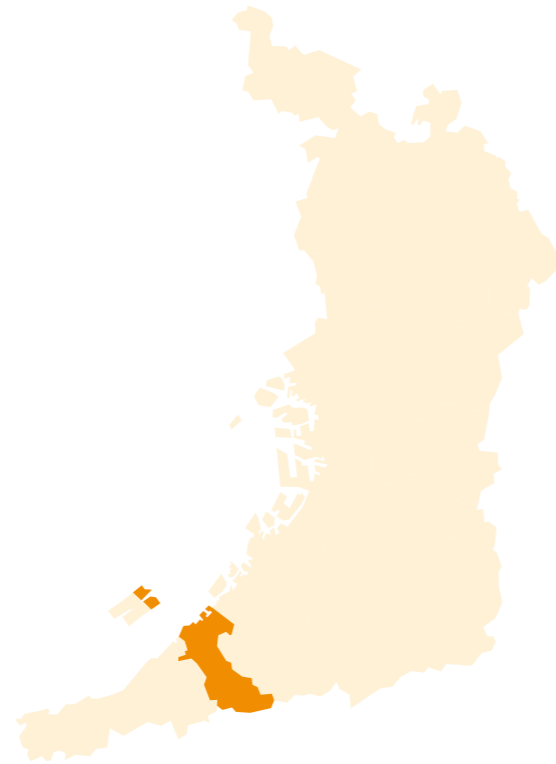
Izumisano City

総人口	在留外国人数	比率
99,857人	4,274人	4.28%

大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置する泉佐野市は、背後に和泉山脈を擁し、美しい山河と緑にあふれた恵まれた自然環境にあります。面積は約56.51平方キロメートル、人口は約10万人(約5万世帯)のまちです。

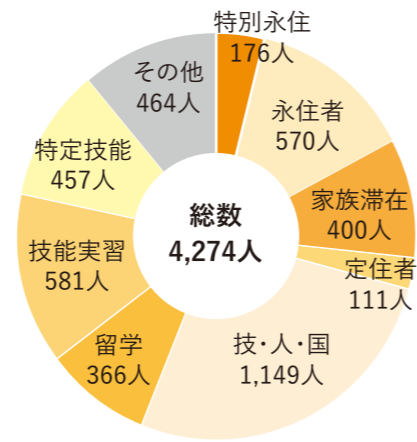
古くから商業・工業・農業・漁業がバランスよく栄えてきましたが、関西国際空港の開港に伴い、現在は商業やサービス業も盛んになっています。

空港のインパクトを最大限に活かし、世界と日本を結ぶ玄関都市として、国際都市を目指したまちづくりに取り組んでいます。



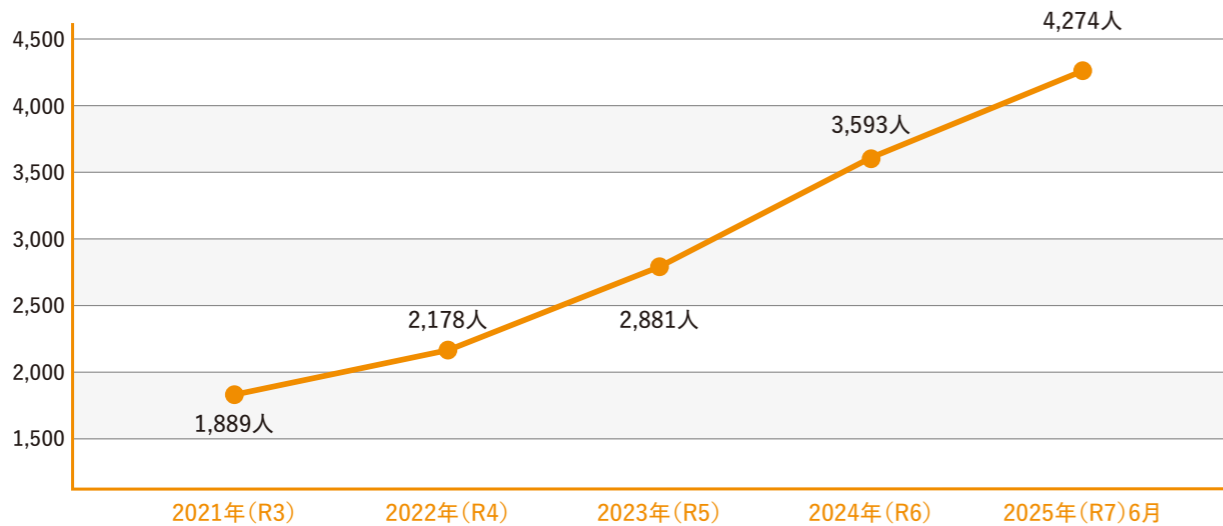
泉佐野市の特徴

関西国際空港のお膝元という地理的特性から、空港関連や宿泊およびサービス業などに従事する就労目的の在留資格「技・人・国」(技術・人文知識・国際業務)などを持つ層が際立って多いのが最大の特徴です。



法務省在留外国人統計 2025年6月より

外国人数推移データ



法務省在留外国人統計 2025年6月より

01 福祉

重層的支援体制整備事業

健康福祉部 地域共生推進課、社会福祉法人 泉佐野社会福祉協議会

健康福祉部 地域共生推進課

解決困難な課題への庁内連携支援(重層会議)

2020(令和2)年10月から「いずみさの みんなの絆プラン(第3次地域福祉計画)」に沿って、あらゆる世代や対象に対応する包括的な相談支援体制の充実に努めています。制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることをめざし、次の2点の重点項目を設定しています。

- ・包括的支援体制の整備(丸ごと化)
- ・地域課題解決のための仕組みづくり(我が事化)

この制度的な変更に合わせて予算を整備し、2025(令和7)年度から重層的支援体制整備事業を開始、4つの中学校区域で社会福祉協議会を含め、各区域内にある社会福祉法人に地域型包括支援センターの運営を委託し相談窓口としています。高齢者だけでなく、生活困窮者や障害者、母子相談などをワンストップで受け、解決困難な多分野にわたる問題は庁内で「重層会議」にかけ、市の職員が支援コーディネーターとして伴走します。立ち上げ間もないので少人数体制ですが、困難事例の解決に向け日々奮闘しています。

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

企画から協働! 外国人住民の地域参画

コロナ禍を期に社会福祉協議会に外国人の相談者が増えました。そこでica(P.41参照)と協働して在住外国人に対して相談会や食料配布をおこないました。その中からボランティア活動に興味を持ち、ボランティアの交流サロンに定期的に参加されるようになった方もいます。さまざまな関係機関との連携も進み、支援の輪が広がりました。また、社会福祉協議会主催のポッチャ大会では、外国人・障害のある方を含む混成チームで毎年、インクルーシブな交流機会となっています。

社会福祉法人
泉佐野市社会福祉協議会



02 多文化

多文化共生社会の推進

市民協働部 自治振興課、特定非営利活動法人 泉佐野地球交流協会(ica)

市民協働部 自治振興課

国際都市宣言

2017(平成29)年の「国際都市宣言」に基づき、市民や事業者、各種関係団体と連携を図りながら国際交流活動を深め、文化や言語、宗教、生活習慣などの違いを互いに理解し、尊重するための多文化共生社会の実現を推進していくと宣言しています。

海外の友好提携都市(13都市)と友好関係都市(3都市)と提携を結び、正式な友好提携都市数では、現在、日本の自治体で最も多い都市数です。

特定非営利活動法人 泉佐野地球交流協会(ica)

国際交流から地球交流へ

1990(平成2)年に任意団体として設立、その後NPO法人化しました。外国人住民と日本人住民の交流を促進し、共に地域社会を築いていく活動を展開しています。特に日本語教室の運営や国際交流イベントの開催など、多岐にわたる事業を通じて、外国人住民が地域社会の一員として活躍できる環境づくりに貢献しています。「国際交流」の枠組みを超え、国境を越えて交流する「地球交流」という考え方を大切に、事業を通じて外国人住民を「支援の対象」としてではなく、共に地域を創る「地球市民」として捉え、多角的な活動を展開しています。この「地球市民」として共に地域を築くという理念は、現在まで多くの会員に受け継がれてきました。



日本語教室は共助の仕組み

一人ひとりに寄り添ったマンツーマン形式の日本語教室を運営しています。日本語を学び、日本の社会に溶けこむための絶好の場となっています。日本での生活が長い外国人住民が、新しく来日した方をボランティアとして支える「共助」の姿も見られます。また、日本語を教えたい人のために、定期的に「日本語指導者養成講座」を開催しています。



特定非営利活動法人
泉佐野地球交流協会(ica)



03 まちづくり

市民自治によるまちづくりの視点から

危機管理課、外国人住民の声

危機管理課

泉佐野市消防団 国際分団(多言語サポートチーム)

台風により関西国際空港の連絡橋が停止し、外国人旅行者が泉佐野駅に滞留した経験や、市内の外国人人口が約4%まで増加している現状を背景に、災害時に外国人住民や旅行者を多言語で支援する必要性が高まり、2025(令和7)年4月から泉佐野市消防団の中に「国際分団(多言語サポートチーム)」が発足しました。本チームは泉佐野市消防団の特別職公務員として位置づけられ、法的根拠を

持つ公的立場で活動しています。構成は多言語でコミュニケーション可能な外国人、日本人で構成されています。市職員7人、市民2人の計9人で、日本語を含め最大11カ国語に対応しています。災害時は多言語による案内や生活支援、情報提供を行い、平時は月1回、台風や地震津波などを学習し、防災理解の促進につなげています。

外国人住民の声(友好提携都市から泉佐野市職員として勤務中)

スムーズな関係づくりは、挨拶から チョウ カンさん(中国出身 日本で暮らして8年目)

市内に長期定住の意向です。山梨県甲府市で日系企業に勤務した後、泉佐野市に家を購入し長期的に日本で生活していく意思を持っています。妻は最近来日し就業しており、現在妊娠中です。今後は日本で子育てを行うことを希望しています。将来的な家族計画としては、妻の母とは同居も検討しています。地域との関係では、犬の散歩を通じて近隣住民と日常的に挨拶や交流を行っており、出張時には手土産を渡すなど、良好な近隣関係を築いています。



デジタル機器を活用 ヴォー ソン ヤンさん(ベトナム出身 日本で暮らして約4か月)

およそ2年間の在留を予定しています。日常生活では、りんくう周辺で買い物や外食もします。その時はGoogle翻訳を活用しており、ベトナム語で生活することには大きな問題は感じていません。地域のつながりについては、日本人とは対面での交流は少なく、居住するマンション内での接触も限定的です。一方で、ベトナムの友人や家族とはオンライン通話を中心に連絡を取っています。泉佐野市役所での仕事は、SNSで在日ベトナム人コミュニティの投稿の閲覧や泉佐野市を紹介する内容を発信しています。



実態調査からみえてきたこと

見えてきた現状と課題

本調査では、大阪府内の対象自治体において、行政地域(福祉の担当課、多文化・国際交流の担当課)、社会福祉協議会、国際交流協会、中間支援団体、地域住民、外国人住民など、多岐にわたる主体

へヒアリングを実施しました。現場が直面している「事実」をありのままに収集した結果、以下の共通する現状と課題が浮き彫りとなりました。

1. 「多文化共生」×「地域福祉」の連携による「まちづくり」

本事業の柱である「地域福祉」と「多文化共生」の間には、事業や活動範囲に違いがあります。「地域福祉」は住民同士の支え合いや見守りを基盤としているため、基本的には「小学校区」や「自治会」などの顔が見える狭い範囲が望ましいとされています。それに対し、「多文化共生」は市全体といった行政単位の包括的な範囲で推進

されることが一般的です。しかし、近年では外国人住民の増加に伴い、「地域福祉」と「多文化共生」の連携による「まちづくり」の必要性が高まり、地域によっては、それぞれの担当者が定期的に情報共有を行うなど、分野を超えた連携の模索も始まっています。

2. 重層的な支援体制への連携・協働

外国人住民の定住化や家族帯同が進む中、「言語の壁」にとどまらず、子育てや教育、ヤングケアラー、社会的孤立、生活困窮、認知症など、生活課題は複雑化・多様化しています。これらの課題を早期に発見しサポートするため、各市では「ワンストップ相談窓口」が置かれています。また、翻訳器や翻訳アプリの活用、行政通訳同行な

どで対応を駆使されていますが、相談窓口で相談者を待つだけでなく、外国人住民が日常的に集まる場所へ出向くアウトリーチ(訪問・出張支援)の実践と、関係機関による重層的な支援体制への連携・協働が不可欠です。

3. 「支援対象」から「地域の支え手」へ…役割を転換・拡大する「接点」の不足

少子高齢化が進む地域社会において、外国人住民の多くは若年・現役世代が占めています。ヒアリングの結果、日本での生活に慣れるに従い、「受けた支援を地域に恩返ししたい」「(地域との接点を増やすために)ボランティアに参加したい」という意欲を持つ外国人住民が確実に存在することが確認されました。一方で、「参加方法がわからない」「情報が届かない」といった「言語の壁」や情報ア

クセスの手段不足により、行政支援や医療などの生活情報を十分に得られず、「孤立」や「サービス利用の低迷」も想定されます。このような状態に陥らないよう、外国人住民と地域住民が日常に出会い、協働するための「接点(出会う場)」自体が圧倒的に不足しているのが現状です。

4. 特別でない「自然な共生」をめざす

課題として挙げられるのは、「接点」の不足だけでなく、外国人住民を「支援対象」や「お客さま扱い」して特別視していたり、偏見や差別を持ったりする人が少なくないことです。「マイクロアグレッション」といった無意識に行われる「見えにくい差別」もあり、このことは、外国人住民だけでなく、特定の属性(性別、人種、年齢、障害など)に対する重要な人権課題として認識しておきたい点でもあります。

それらを踏まえて、これからの「まちづくり」「地域づくり」に取り組むためには、国籍や文化の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の一員として明確な役割を持って参画するアプローチが有効です。地域のお祭りや防災訓練、子ども食堂といった身近な活動に対し、企画・運営段階から共に携わりスタッフとしての役割を持つことで、特別でない「自然な共生」が生まれてきます。

5. 中間支援組織のハブ機能と情報伝達の工夫

行政、支援機関、地域住民、外国人当事者の間に立ち、柔軟に対応する中間支援組織が「ハブ」として機能することで、支援が「点」から「面」へと広がりやすくなります。それには、市民公益活動センターなどの運営を通して「まちづくり」全般に取り組む中間支援組織や、「地域福祉」であれば社会福祉協議会、「多文化共生」であれば国際交流協会などが、テーマ型の中間支援組織として存在しており、外国

人住民への切れ目のない支援には、各中間支援組織の日常的な連携が不可欠です。また、情報を的確に届けるためには、公共施設などで「やさしい日本語」の使用や普及、翻訳機の活用に加え、LINEやInstagramなど、日常的に利用されているSNSを活用した情報伝達の仕組みづくりも有効です。

次年度への展望

本調査から見えた現状と課題を踏まえ、外国人住民の地域参加・参画を促進するためには、制度整備にとどまらず、地域住民の「生活圏」に根ざした現場目線のアプローチが必要であることが明らかになりました。

次年度はこれらの知見を基盤とし、

- ①関係機関の連携と現状共有、重層的な支援体制への連携・協働
- ②「支援対象」から「地域の支え手」への役割を転換・拡大
- ③「マイクロアグレッション」などの人権問題への対処
- ④中間支援組織の連携やハブ機能の強化

などの要素を念頭に置き、地域住民と外国人住民が共に活動できる「ボランティアプログラム」の開発、両者の橋渡しを担う「人材の育成」へと事業フェーズを移行し、より実践的な仕組みづくりを推進します。

令和7年度 大阪府福祉基金 地域福祉振興助成金事業 「地域における外国人住民のボランティア活動促進事業」 ヒアリング研修

講師: 前川 香子 氏さん(認定NPO法人ムラのミライ)

研修の目的

本事業の根幹となる実態調査(ヒアリング)を実施するにあたり、調査担当者および関係者が、外国人住民や地域住民、行政担当者から「地域との関わり」や「本音」を適切に引き出すためのスキルと心構えを習得することを目的とする。相手の文化や価値観を尊重し、話しやすい雰囲気を作るための「メタファシリテーション」等の手法を学ぶ。

第1回: 座学と基礎

日時	2025(令和7)年6月27日(金) 10:00~15:00
会場	午前の部(10:00~12:00)南千里地区公民館 701号室 午後の部(13:00~15:00)吹田市立市民公益活動センター ラコルタ第2・3会議室
参加者	18名
内容	・ヒアリングの目的共有(外国人住民・地域住民双方の視点、行政・団体の連携実態の把握) ・事実を引き出すための質問技法(オープンクエスチョン、誘導尋問の回避) ・「なぜ?」ではなく「いつから?」「きっかけは?」といった事実質問の重要性

参加者感想(アンケートより)

- 事実を聞いているつもりで、考えを聞いていたことがいかに多かったかに気づきました。現実には「事実」「考え」「感情」で構成されているという点を知ることができた。
- 相手の同じ景色を観ることが大切だということを再確認できた。事実を思い出してもらうために時系列で近い方から聞いていくとヒアリングを受ける側は話しやすかった。
- 自分のこれまでの行動をふりかえって、相手の話を聞いている、理解している、という雰囲気を出すために、答えの選択肢を提示して促したり、反復することが多かった。しかし、事実質問で「○○なんですね」というように言い換えてしまうと、認識の齟齬が生じることがある。事実質問がかえって「NG」となるということが、自分自身の行動と照らし合わせ中で1番の気づきとなった。

認定NPO法人 ムラのミライ



第2回: 実践と振り返り

日時	2025(令和7)年7月25日(金) 10:00~12:00
会場	吹田市立市民公益活動センター ラコルタ第2・3会議室
参加者	11名
内容	実践の共有: 実際にヒアリングを実践したことにより、見えてきた課題内容を基にしたケーススタディ 課題の抽出: ヒアリング時の事前準備から実施、振り返りまでのプロセスの確認 技術的指導: 「主語を抜かさない」ことの徹底など、事実を正確に記録・共有するためのポイント指導

参加者感想(アンケートより)

- 前回までだと自分の中で「事実質問を使わないといけない」と、目的っぽくなってしまっていたように感じた。一方で「Why」「How」質問で、結局「ふわっとした答え」しか得られなかったことにも、前回の研修後のヒアリングの場面で改めて気づかされた。
- 今回の研修を通して、そもそも自分が質問をする時に「何が知りたいのか」を少しでも具体化させておくと、より事実を引き出しやすくなる。同時に、相手に気づいてもらう「きっかけとなるための手段」として「事実質問」の聞き方があるのだと腑に落ちた。
- 事実質問が威圧的・指導的にならないようにするためには「笑顔を絶やさないこと」というのが印象に残った。
- 最初の「ファクトチェック」がいかに大切だということが印象に残った。

研修の成果と今後の調査への反映

質問力の向上	相手の価値観を尊重しつつ、事実(Fact)を積み上げる聞き取り手法(「なぜ」と聞かずに背景を探る手法など)を共有できた。
準備の重要性の再認識	準備の重要性の再認識: 質問項目の事前共有や役割分担、事後の振り返り(事実と解釈を分けること)の重要性が確認され、その後の各市へのヒアリング活動の質的向上につながった。
ネットワークの強化	ネットワークの強化: 複数の団体が合同で学ぶことで、組織を超えた課題意識の共有が図られた。



フォーラム

連携が生み出す地域福祉の新しい形 ～福祉×多文化共生×まちづくり～

フォーラムの目的

地域住民と外国人住民が相互に交流し、共に地域づくりを進める「担い手」としての一体感を育むことを目的としています。

言語や文化、生活習慣の違い、さらには先入観や偏見により孤立しがちな外国人住民が、地域活動に参画できる仕組みを構築し、地域共生社会の実現に向けた土壌をつくることを目指します。

そのために、地域福祉・多文化共生・まちづくりの各分野で活動する関係機関や支援者が専門性を超えて連携し、地域住民自身が「安心して暮らせる豊かなまちづくり」を外国人住民と共に考える機会を創出します。

本フォーラムを通じて、地域内外の先事例を共有し、多様な主体の関心やニーズを把握することで、地域全体での共生意識を醸成することを目指しました。

実施概要

日時	2025(令和7)年12月19日(金) 13:00～16:00
会場	大阪産業創造館
基調講演講師	新居みどりさん
パネルディスカッション	栗木梨衣さん(コーディネーター) 吉富志津代さん(パネリスト) 山野上隆史さん(パネリスト) ベティーナ ギルデンハルトさん(パネリスト)
参加者	会場参加72名/オンライン配信110回視聴

この事業は、令和7年度「大阪府福祉基金地域福祉活動助成金」の交付を受けて実施しています。

主催：NPO法人市民ネットすいた

「連携が生み出す地域福祉の新しい形」
～福祉×多文化共生×まちづくり～

日時 2025年12月19日(金) PM.1:00～4:00
会場 大阪産業創造館 6階会議室E (大阪府大阪市中央区本町1-4-5)

プログラム ※詳細は裏面をご覧ください。

基調講演 「民生委員・児童委員活動から考える多文化共生」
東京都三鷹市 民生委員・児童委員 NPO法人 国際活動市民中心(CINGA) コーディネーター 新居みどりさん

パネルディスカッション
「福祉×多文化共生×地域連携 ― 事例から見る地域社会」
コーディネーター：栗木梨衣さん

パネリスト：菅野典広さん 行政における「外国人市民会議」の役割と意義
吉富志津代さん 兵庫県 三田市の社会福祉協議会と国際交流協会の連携
山野上隆史さん 地域住民と外国人住民の共生に向けた国際交流協会のアウトリーチの挑戦
ベティーナ ギルデンハルトさん 地域におけるボランティア活動

会場アクセス
大阪産業創造館
マイドーム
おおさか
大阪商工会議所

参加申込フォーム
Eメールの場合は、件名に「連携が生み出す地域福祉の新しい形申込み」、本文にお名前、所属(任意)、連絡先を入力の上、mail@cnsuita.org までお送りください。

【定員】先着100名
【対象】どなたでも

12/17(水) 締切

第1部 基調講演

「民生委員・児童委員活動から考える多文化共生」

新居みどりさん(東京都三鷹市 民生委員・児童委員/NPO法人 国際活動市民中心(CINGA)コーディネーター)

基調講演では、「地域」に目を向け、民生委員・児童委員という立場から実践されてきた「多文化共生」へのアプローチについてお話を行いました。

冒頭では、法務省や総務省のデータを切り口に、日本における在外国人の現状について検証が行われました。特徴として、在外国人が増え続けていること(2021(令和3)年12月の279万635人から、2025(令和7)年6月には359万6,619人へと増加)、そして年齢層は20代の割合が高いことが挙げられました。また、社会の変化や多様なニーズに対応するため、在留資格の形も一層多様化してきています。

このような状況を踏まえ、外国人当事者が直面する「3つの壁(法律の壁、ことばの壁、こころの壁)」が示されました。これらの壁を解消すべく、自ら民生委員・児童委員となり、「地域で生きる」をキーワードに進めてきた多文化共生の取り組みを紹介されました。

具体的な取り組みの1つが、三鷹市社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者を見守る「ほのぼのネット」(小地域福祉活動)の会員に向けて実施した「やさしい日本語」研修です。まずは受講者に「やさしい日本語」を知ってもらい、在外国人を「同じまちに暮らすひと」とであると認識してもらうことで、「知っているひと」という安心感から互いの関係性を豊かにしていくことを目指した活動です。

その他にも、地域の日本語教室のメンバーと一緒に子育て施設を

訪問して外国人が利用しやすいように改善提案を行う活動や、外国人と図書館を視察して当事者の声を届ける活動など、互いの顔が見える関係性を作っていく取組みが紹介されました。

最後に、これからの「多文化共生」に対する視点として大切なことが語られました。「マイノリティー」である外国人への支援だけではなく、在外国人に無関心な「マジョリティー」の人々に対して、いかにお互いの顔が見える環境を作っていくのが重要であると締めくくられました。



第2部 パネルディスカッション

「福祉×多文化共生×地域連携 –事例から見る地域社会」

【テーマ：福祉分野と多文化共生分野の連携について】

コーディネーター：栗木 梨衣 さん(認定NPO法人 日本ボランティアコーディネーター協会 代表理事)

福祉分野と多文化共生分野の連携について共有されました。両分野は、対象とする分野や地域の違いはあるものの、最終的に目指す社会像は共通しています。一方で、現状は分野間や組織間の連携に課題が残っています。

法律上、憲法における「国民」は国籍によって区分されるため、そこに外国人は含まれません。しかし、「住民」という概念には日本人と

外国人の区別はありません。現在、大阪府ではすべての自治体に外国人が居住しています。社会福祉法に示される「地域共生社会」の考え方は、「多文化共生社会」と重なる部分が多くあります。このことを共通認識として、今後の取組みを進めていきたいと述べられました。

「行政における“外国人市民会議”の役割と意義」

笹野 貴弘 さん(富田林市 市民人権部 人権・市民協働課 課長)

2021(令和3)年度には「外国人市民会議」を創設し、外国人市民を地域住民の一員として位置づけ、その声を市政に反映させる取組みを進めています。同会議は、「生活の向上」「地域住民との共生」「市政への参画」を役割としており、当事者の視点から課題を整理し、具体的な提言や取組みへとつなげてきました。

外国人市民の意見を通じて行政が自らの在り方を見直す機会となっていることや、外国人市民の自主性が着実に育まれている点、

さらに行政と国際交流協会との連携強化につながっている点などが示されました。

現在行われている第2期では、「安心して富田林市に住むには何が必要か」をテーマに総合的な議論が行われています。委員の継続希望や座長への立候補など、主体的な参画が広がっていることが報告されました。

「兵庫県三田市の社会福祉協議会と国際交流協会の連携」

吉富 志津代 さん(武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授)

阪神・淡路大震災では、瓦礫の下敷きになった方の約80%が近所の住民によって救出されました。この経験から、日頃のつながりの大切さと、「共生」を住民自治の視点で考える重要性が示されました。

続いて、三田市社会福祉協議会と三田市国際交流協会の連携事例が報告されました。両団体は同じ地域で活動しながらも、これまで組織的な連携は十分ではありませんでした。しかし、コロナ禍をきっかけに連携の必要性が高まり、「社会福祉×多文化共生連携セミナー」を開催し、現在は「さんだ多文化ふくふくネットワーク会議」を

定期開催しています。会議では、個別相談事例の共有や外国人住民のニーズ把握、福祉制度の学習などを行っています。

また、取組みを全国に広げるため、ブックレット「ひろがる支え合いの輪」(PHD協会発行)を作成し、セミナーも実施しています。連携は個人ではなく組織として継続的に進めることが重要であり、体験から相互理解、実行、仕組みづくりへと丁寧積み重ねていくことの大切さが共有されました。最後に、多文化共生は外国人だけの問題ではなく、違いを当たり前を受け入れられる社会を目指すことの重要性が示されました。

「地域住民と外国人住民の共生に向けた国際交流協会のアウトリーチの挑戦」

山野上 隆史 さん(公益財団法人 とよなか国際交流協会 常務理事兼事務局長)

豊中市における在住外国人の数や地域別外国人人口の数を地図に示しながら、市内に住む外国人の現状について共有されました。とよなか国際交流協会では、①多様な人々が尊重される地域づくり、②周縁化される外国人のための総合的な仕組みづくり、③学校とつながってつくる豊かな未来、の3本を柱として、事業を行っています。

山野上さんからは、事業展開において「ライフステージに応じた切れ目のない支援」と「地域に向くアウトリーチ」の2点を意識していることが強調され、今回は特にアウトリーチの実践事例が紹介されました。同協会は市の中央に位置するため、アクセスの悪いエリアについては該当地域の図書館や公民館へ出向き、日本語教室や交流カフェ、防災の取組みなどを展開しています。

「地域におけるボランティア活動 フェードアウトを防げる持続可能な体制づくり」

ベティーナ ギルデンハルトさん(同志社大学グローバル・コミュニケーション学部 准教授)

在住外国人の当事者としての視点と、個人でボランティア活動をしていた頃の自身の「失敗談」から見えた、持続可能な支援のあり方について報告がありました。

かつてベトナム人の方に日本語を教えていた際、対話の中で、その方が「職場と家の往復の日々を過ごしている」と聞き、趣味が「卓球」であることがわかりました。そこで、他の方々も交えて定期的に卓球をすることにしましたが、この活動は長くは続きませんでした。活動継続が難しかった理由として、幹事となる特定の個人への負担(依存)が大きかったことや、複数人の日程調整の手間などがあったことが挙げられます。

こうした課題の解決策として、「趣味を同じくする人たちのサークル

また、事例紹介を通して、国際交流協会単独でできることの限界にも言及がありました。その解決策として、豊中市社会福祉協議会との連携事例(生活何でも相談会、緊急小口資金相談の多言語対応等)が提示され、専門機関同士が連携することで支援の幅が広がり、互いの課題を補完し合える相乗効果が生まれることが示されました。

最後に、コロナ禍において「外に出ると差別を受けるかもしれないから外出を控えた」という外国人住民の声を例に挙げ、地域社会に対する「信頼と安心」をいかに築くかが重要であると指摘されました。今後は、受け入れ側となる地域住民の心理にも配慮しながら、誰もが安心してつながれる接点を作っていくたいとの展望が語られました。

やクラブ活動」といった既存の枠組みがあれば、一人でも気軽に参加でき、緩やかな人間関係を作っていけるのではないかという考えが示されました。受け入れるサークルやクラブ側にとっては「言語の壁」が課題となりますが、これについては外国人と地域をつなげる「コーディネート役」の存在があれば解決できると述べられました。最後に、ご自身も関わっておられる日本語教室の役割について言及されました。日本語教室が単なる日本語学習の支援にとどまらず、地域活動参加への支援(コーディネート役)を担うことができれば、それが「持続可能な支援体制」づくりにつながるのではないかという考えが語られました。

プロジェクト会議

設置目的と役割

本事業では、外国人住民が「支援される側」から「共に地域を創る主体者」としてまちづくりに参画できる仕組みを構築するため、学識経験者や中間支援団体、多文化共生・地域福祉の最前線で活動す

る有識者からなる「プロジェクト会議」を設置しました。会議では、各市でのヒアリング調査の進捗共有や、専門的な知見からの助言、次年度以降の実践に向けた課題整理を行いました。

プロジェクト委員（五十音順）

- 市居 利絵さん（社会福祉法人 大阪ボランティア協会）
- 梅元 理恵さん（公益財団法人 大阪国際交流センター）
- 岡島 克樹さん（大阪大谷大学 人間社会学部）
- 土井 佳彦さん（特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海）
- 山野上 隆史さん（公益財団法人 とよなか国際交流協会）
- 吉川 友香さん（公益財団法人 大阪府国際交流財団）
- 市民ネットすいた事務局

開催実績

オンラインと対面を併用しながら、ヒアリング調査の設計から報告書の構成、フォーラムの企画に至るまで、委員の皆様からさまざまなご意見や助言をいただきました。

- 第1回会議**：2025（令和7）年5月～6月数回 ドーンセンター会議室およびオンライン会議
- 第2回会議**：2025（令和7）年7月18日（金）ドーンセンター会議室およびオンライン会議
- 第3回会議**：2025（令和7）年12月2日（火）大阪ボランティア協会会議室およびオンライン
- 第4回会議**：2026（令和8）年3月31日（火）オンライン

巻末付録

福祉／多文化共生用語集

福祉用語集

参考：厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構など

高齢化社会(コウレイカシヤカイ)

総人口に占める高齢者(65歳以上の者)の割合が高くなっている社会をいう。国際連合の分類では65歳以上人口の比率が7%を超えた社会を「高齢化した(aged)社会」としている。わが国の高齢化率は、1970(昭和45)年に7%を超えており、2010(平成22)年10月時点で23.0%となっている。

高齢化率(コウレイカリツ)

総人口に占める65歳以上人口(老年人口)の割合。老年人口比率ともいう。2012(平成24)年1月の国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によれば、2010年は23.0%、2020年は29.1%、2030年は31.6%、2050年は38.8%、2060年は39.9%と見込まれている。

子育て家庭支援センター(コソダテカテイシエンセンター)

児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一つ。地域の福祉に関するさまざまな問題について、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導および児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。設置・運営の主体は地方公共団体、社会福祉法人等。相談室が設置され、相談・支援を担当する職員(2名)と、心理療法等を担当する職員(1名)が置かれる。

子育て支援事業(コソダテシエンジギョウ)

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。

子育てひろば(コソダテヒロバ)

相談員による子育てに関する相談、情報の提供、子育てサークル活動の支援、親子の交流の場として、保育所、児童館、子ども家庭支援センターなどに開設されている。

孤独・孤立対策推進法(コドク・コリツタイサクスイシンホウ)

2024(令和6)年4月施行。社会的な孤独・孤立問題を「個人の問題」ではなく「社会全体で解決すべき課題」と捉え、内閣府主導で包括的な支援体制を整備する法律。誰もが孤立せず、支え合える「つながり」のある社会を目指し、地域での相談支援やNPO連携を強化していく。

子どもの権利条約(コドモノケンリジョウヤク)

1989年11月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6(1994)年5月に批准、正式にはには「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固有の権利、養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等認め、児童を単なる保護の対象者から、権利を行使する者への能動的転換を図った。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

「地域共生社会」の実現に向け、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、制度の枠組みを超えた複合的な生活課題を抱える住民に対し、地域全体で包括的な支援を行う専門職。

社会福祉協議会(シヤカイフクシキョウギカイ)

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉法(シヤカイフクシホウ)

高齢者福祉をはじめ、障害者福祉、児童福祉などの社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護や、地域における社会福祉(地域福祉)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的としている。

社会福祉法人(シヤカイフクシホウジン)

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。高齢者福祉の中核を担う法人である。

重層的支援体制整備事業

(ジュウソウテキシエンタイセイセイビジギョウ)

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援の仕組み。高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野ごとの縦割りの相談支援を超えて、市町村が主体となり、複合的・複雑化した課題の解決、支援を行う体制を構築すること。2021(令和3)年4月の社会福祉法改正により創設され、市町村が実施する任意事業として導入が進んでいる。

少子化(ショウシカ)

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。日本における少子化の要因は、晩婚化と未婚率の上昇、夫婦の出生率の低下が主たるものとして挙げられている。

少子化社会対策基本法(ショウシカシヤカイタイサクキホンホウ)

急速な少子化の進行は、わが国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすことから、少子化社会における施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。少子化の現状を「有史以来の未曾有の事態」とし、国と地方公共団体に少子化対策の策定と実施の責務を、事業主に協力の責務を課し、さらに、国民に対し「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現」という責務を定めた。基本的施策として雇用、保育、教育などの環境整備対策に加え、不妊治療など母子保健医療体制の整備なども盛り込まれている。

ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、ケースワーカーなど、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助(相談援助等)を行う専門職を指すこともある。資格としては、社会福祉主事任用資格や社会福祉士などを有している者が多い。

地域共生社会(チイキキョウセイシヤカイ)

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、資源が世代や分野を超えてつながること、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。現在の地域福祉政策の重要なキーワードです。

地域福祉計画(チイキフクシケイカク)

地域の福祉施策について、各自自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

地域包括支援センター(チイキホウカツシエンセンター)

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

地区福祉委員会(チクフクシインカイ)

「地域共生社会」の実現に向けて、住民が支え合い、孤立を防ぐ、地域福祉の最前線となる組織であり、社会福祉協議会の活動を地域密着型で支える役割を果たす。

特定非営利活動促進法(トクテイヒエイリカツドウソクシンホウ)

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998(平成10)年に成立した法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

特定非営利活動法人(トクテイヒエイリカツドウホウジン)

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

認知症(ニンチショウ)

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記憶・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。従来使用されていた「痴呆」という用語は侮蔑を含む表現であることなどから、「認知症」という表現が使用されることとなった。

認知症サポーター(ニンチショウサポーター)

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が2005(平成17)年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10カ年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ふれあい・いきいきサロン

地域住民がボランティアと協働して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行っていく活動。家に閉じこもりがちな在宅の高齢者や障害者、子育て中の親子などが参加し、ボランティアとともに自由な発想で活動を企画し、自主的に運営するもので、おもに地域の社会福祉協議会が支援を行っている。

民生委員・児童委員(ミンセイイイン・ジドウイイン)

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。市区町村の措置を必要とする住民の把握や関係機関との連携など、高齢者福祉において、民生委員は重要な役割を担っている。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。近年、学業や交友関係への悪影響が社会問題化しており、国や自治体による支援体制の構築が急がれている分野である。(こども家庭庁): <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

多文化共生用語集

参考：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」、法務省（出入国在留管理庁）など

育成就労制度（イクセイシュウロウセイド）

人手不足が深刻な分野で外国人人材を3年間で「特定技能1号」水準へ育成・確保する制度。

永住者（エイジュウシャ）

永住許可を受けた外国人で、生涯日本に生活の根拠を置き、無期限に滞在できる在留資格を持つ。

外国人住民（ガイコクジンジュウミン）

日本に中長期的に在留し、地域社会に住んでいる外国人。

外国にルーツを持つ子ども／海外につながる子ども（ガイコクニルーツヲモツコドモ／カイガイニツナガルコドモ）

国籍を問わず、両親の両方またはどちらか一方が外国出身者である子ども。学校現場における日本語指導の必要性や、進学・就職におけるハードルが社会課題として指摘されている。

家族帯同（カゾクタイドウ）

日本に在留する外国人や留学生（扶養者）が、配偶者や子どもを日本に呼び寄せ、一緒に生活すること。

家族滞在（カゾクタイザイ）

日本で働く外国人や留学生（扶養者）の配偶者・子どもが、扶養を受けて日本に中長期滞在する際、出入国在留管理庁から認められる在留資格。

技能実習制度（ギノウジッシュウセイド）

開発途上国などへの技術移転による国際貢献を目的として、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

技能実習生（ギノウジッシュウセイ）

開発途上国などへの技術移転による国際貢献を目的として、日本の企業で最長5年間働きながら技能を習得する外国人のこと。入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。

技・人・国（ギ・ジン・コク）

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格。主に大卒や専門学校卒の外国人が、日本の企業で主に専門的・技術的分野の業務として働くための代表的な就労ビザ（在留資格）。理系・文系の専門知識や、外国語を生かした業務に従事する人（エンジニア、企画、営業、通訳等）が対象で、大学卒業や実務経験が要件となる。

国際交流協会（コクサイコウリウキョウカイ）

主に総務省の指針に基づいて各都道府県や市区町村が設立した、地域における国際交流や多文化共生を推進する中核的な民間組織。

コーディネーター

外国人住民、行政、ボランティア団体、企業などの間に入り、多文化共生施策を円滑に進める専門人材。

言葉の壁（コトバノカベ）

異なる言語や文化を持つ人々間において、意思疎通がスムーズにいかない、または情報が正しく伝わらないために生じるコミュニケーションの障害や心理的な距離感のこと。単なる語学力不足だけでなく、文化的な背景の違いや、意図しない誤解によって生じる「文化的孤独」も含まれる。

在留外国人（ザイリウガイコクジン）

中長期の在留資格を持って日本に滞在する外国人。及び特別永住者。

在留カード（ザイリウカード）

中長期間日本に適法に在留する外国人に対して交付される身分証明書。氏名、国籍、在留資格、在留期間、就労可否などが記載され、常時携帯が義務付けられている。

在留資格（ザイリウシカク）

外国人が日本に合法的に滞在・活動するために必要な、法務省（出入国在留管理庁）が認める29種類の法的な資格。

出入国在留管理庁（シュツニュウコクザイリウカンリチョウ）

外国人の入出国や在留資格の審査、在留管理、多文化共生（外国人材の受入れ・共生）の総合調整などを担う法務省の外局。

多言語化（タゲンゴカ）

防災情報や行政手続きなどを、外国人の母国語に翻訳して提供すること。近年は多国籍化により全ての言語に対応することが困難という課題がある。

多文化共生（タブンカキョウセイ）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

多文化共生推進プラン（タブンカキョウセイスイシンプラン）

総務省や地方自治体が策定する、多文化共生社会の実現に向けた具体的な施策や目標をまとめた計画。

多文化共生マネージャー（タブンカキョウセイマネージャー）

日本人も外国人も共に暮らしやすい地域づくりを目指し、行政、NPO、地域住民の間で施策の立案・実践やコーディネートを行う専門人材。自治体国際化協会（クレア）の認定制度に基づき、専門知識を持つ人材が全国の自治体や国際交流協会等で活躍している。

多様性／ダイバーシティ（タヨウセイ／ダイバーシティ）

性別、障害、国籍、民族、文化など、さまざまな背景を持つ人々が共存する状態。多文化共生は、特に国籍や民族の背景が異なる点に焦点を当てた概念。

地域国際化協会（チイキコクサイカキョウカイ）

都道府県や政令指定都市に置かれる、地域の国際交流や外国人支援の拠点となる団体。

定住者（テイジュウシャ）

法務大臣が人道的な配慮や特別な事情（日系人、難民など）を考慮し、期間を定めて日本での居住を認める「身分系在留資格」。就労制限が一切なく、日本人と同様に自由な職種・形態で働ける点が特徴。在留期限（最大5年）の更新が必要であり、永住者とは異なる。

登録日本語教員（トウロクニホンゴキョウイン）

2024（令和6）年4月から施行された日本語教師の国家資格を法務省が告示する日本語教育機関（法務省告示校）で、外国人に日本語を教える教員。日本語文法・発音・指導法の専門知識に加え、生活指導や文化紹介も担う。

特定技能制度（トクテイギノウセイド）

一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための在留資格制度で、2種類の在留資格がある。特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

特別永住（トクベツエイジュウ）

入管特例法に基づき、日本に永住する韓国・朝鮮・台湾系の方とその子孫を指す留資格。

日本語教師（ニホンゴキョウシ）

日本語を母語としない人に「日本語」を教える教師。

日本語教育（ニホンゴキョウイク）

地域住民がボランティアとして指導したり、公的な機関が日本語教室を開催したりする、生活に必要な日本語の習得支援。

日本語能力検定（ニホンゴノウリョクケンテイ）

外国人が日本で留学・就労するために必要な日本語能力を証明する指標。N1～N5の5段階ある。

ピクトグラム

文字や言葉がわからなくても、絵（絵文字）で避難情報や施設案内を理解できるようにした表示。

ビザ（査証）（ビザ／サショウ）

入国許可証。

翻訳（通訳）アプリ（ホンヤク／ツウヤク アプリ）

外国人とのコミュニケーション円滑化や法令などの翻訳を迅速に行うために開発されたソフトウェア。

マイクロアグレッション

日常の会話や行動の中で、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）に基づいて、特定のグループ（人種、ジェンダー、性的指向、障害など）の人々を傷つける、軽微な差別的言動のこと。

留学（リウガク）

自国を離れて外国（または他の土地）の教育機関や研究機関に在留し、学術、技術、語学などを学ぶこと。

やさしい日本語（ヤサシイニホンゴ）

日本語に不慣れな外国人にも伝わりやすいよう、表現を簡単にした日本語。語彙を制限し、短文で構成する。

ワンストップ相談窓口（ワンストップソウダンマドグチ）

地方公共団体が設置する、外国人生活支援のための窓口。生活、医療、就労、法的な悩みなど、外国人が抱える多様な相談を一括して受け付ける窓口。

地域における外国人住民のボランティア促進事業

外国人住民が主体者としてまちづくりに参画できる仕組みを共に創る

2026年3月 発行

発行 NPO法人 市民ネットすいた
大阪府吹田市津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ6階
吹田市立市民公益活動センター ラコルタ内
<https://main.cnsuita.org>

制作 柳瀬 真佐子
片岡 誠
村上 典子[全体統括マネージャー]

デザイン 時岡 佑太(rashisa inc.)

※この冊子は、令和7年度大阪府福祉基金地域福祉振興助成金からの助成を受けて作成しました。